

# 特別支援教育の充実について

文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課長 生方 裕

## 本日の説明の流れ



#### 1. 特別支援教育の現状について

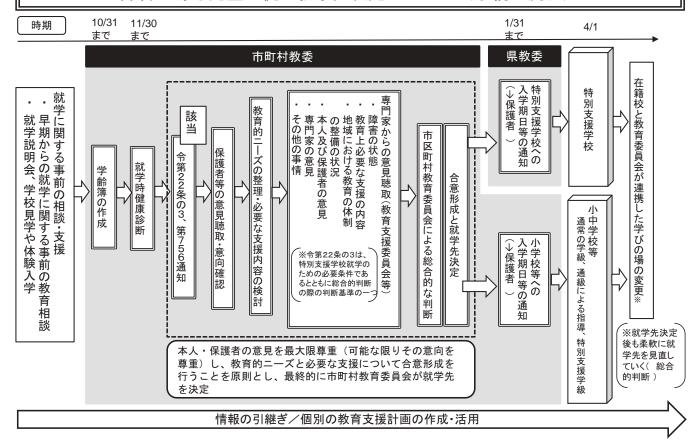
#### 2. 最近の動向について

- ① 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について
- ② 障害者権利条約に関して
- ③ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に関する検討会議報告を受けた取組
- ④ 特別支援教育を担う教師の専門性向上に向けた取組
- ⑤ 医療的ケア児への支援
- ⑥ 病気療養児に対する支援(遠隔教育について)
- ⑦ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について
- ⑧ 強度行動障害について
- 9 5歳児健診等について
- ⑩ 特別支援教育におけるICTの活用について

## 3. 参考情報

1. 特別支援教育の現状について

## 障害のある児童生徒の就学先決定について(手続の流れ)



## 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況



3

#### 一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導等を実施

	6+ Ful -+	小·中学校等			
	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導		
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性 の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一 人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受け ながら、一部の時間で障害に応じた特別な指 導を実施		
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,600人) 知的障害 (約137,800人) 肢体不自由 (約30,700人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計:約148,600人 (※令和4年度) (平成24年度の約1.1倍)	知的障害 (約156,700人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱·身体虚弱 (約4,700人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,300人) 自閉症·情緒障害 (約183,600人) 合計:約353,400人 (※令和4年度) (平成24年度の約2.1倍)	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計:約183,900人 (※令和3年度) (平成24年度の約2.3倍)		
幼児児童生徒数	幼稚部:約 1,200人 小学部:約49,600人 中学部:約32,500人 高等部:約65,400人 0.9%(※令和4年度)	小学校:約252,600人 中学校:約100,900人 中学校:約100,900人 3.7% (※令和4年度)	小学校:約154,600人 中学校:約 27,700人 高等学校:約 1,700人 (※令和3年度) <b>義務教育段階の</b> 全児童生徒の 1.9%		
学級編制 定数措置 (公立)	【小·中】1 学級 6 人 【高】 1 学級 8 人 ※重複障害の場合、1 学級 3 人	1学級8人	【小·中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置		
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1~8コマ以内 【高】年間7単位以内		
	それぞれの児童生徒について個別の教育支援計画( 的支援を行うための計画)と個別の指導計画(一人				

<sup>※</sup>通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合:推定値8.8%(小・中) 、推定値 2.2% (高)

## 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)



○ 少子化により、直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育に関する保護者等の 理解や認識の深まりなどにより特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増している。

#### 義務教育段階の全児童生徒数

特別支援教育を受ける児童生徒数

# (平成24年度) (令和4年度) 1,040万人 952万人 30.2万人 61.8万人 2.9% 6.5%

## 特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱·身体虚弱

6.6万人 1.2倍 0.6%

8.2万人 **0.9%** 

#### 小学校・中学校

#### 特別支援学級

知的障害 肢体不自由 身体虚弱 弱視 難聴 言語障害 自閉症·情緒障害 35.3万人 **3.7%** 

通常の学級(通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害 弱視 難聴 学習障害 注意欠陥多動性障害 肢体不自由 病弱·身体虚弱

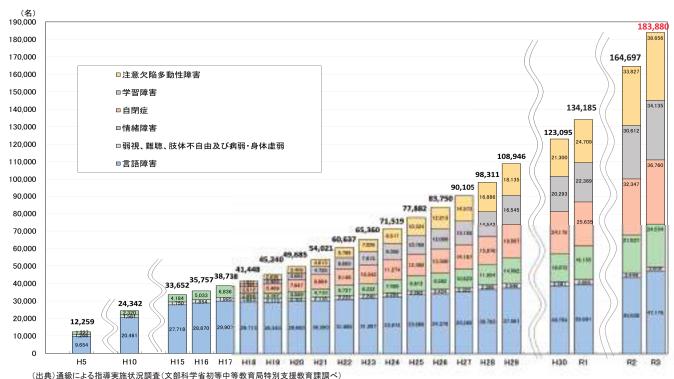
7.2万人 **0.7%**  18.2万人 <u>**1.9%**</u> <sub>(注)</sub>

(注)通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公私立)の値を用いている。なお、平成24年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.2万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

## 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



5



(出典)通級による指導実施状況調金(区部科字省初等中等教育局特別支援教育課調べ) ※**今和2年度及び令和3年度の教値、3月31日を基準とし、通年で通銀による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。** ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※「無いたが、ストロエ・ルゴードにこのという。 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。 6

## 通級による指導の概要

- 通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の 指導を行う指導形態。(平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大)
- •実施形態:自校通級、他校通級、巡回指導
- ·対象障害種:言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱·身体虚弱

#### 目標(自立活動の指導)

◆ 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の 困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣 を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

#### 障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自 分の発音を意識して明瞭に 話せるように指導	カード等を用いて、文字や 単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるように指導

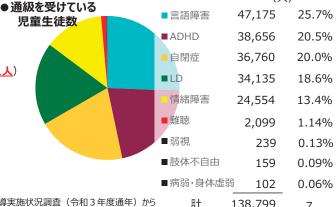
## ●通級による指導の実施形態 通常の学級 教員個別 △ 指導 教員 巛回指

#### 文部科学省の取組

- ◆教職員定数の改善
- ・公立小・中学校における基礎定数化(H29年度からの10年間で児童生徒13人に教員1人)
- ・公立小・中学校における自校通級、巡回指導を促進するための加配定数措置
- ·公立高等学校における加配定数措置(R6年度:348人分の経費を地方財政措置)

#### ◆研修や指導の充実

- ・(独) 国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
- ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業 (R2年度:高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業)
- ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とO&A」を作成
- ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」 を作成



(人)

※通級による指導実施状況調査(令和3年度通年)から 138,799

#### 高等学校における「通級による指導」の実施状況(令和3年度実績)

#### 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習 上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度 から制度化。

#### 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2.513人中、実際に「通級による指導」が行われたのは1,671人で あり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒842人(R2年度: 1,100人)であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が最も多く502人、次いで「そ の他」が160人、次いで、「通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため」との回答 が115人であった。

	(1)「通級に	(2)(1)0	(3)「通級に	(4)「通級に	(3)(1)のう	ち、実際に「通	級による指導」を行	うわなかった生徒(			
	の利用を検討した生徒の数	う校報継た学中情行のちいたは、一次のは、一次のは、一次のは、一次のは、一次ででは、一次ででいる。一次では、一次では、一次では、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	した生徒の	リンに工化	きるが希望しなかったため	る指導の担 当教員の加	性のある担当教 員がみつからな	エ.通級による 指導を実施する ための教室等の 施設設備を整備 できなかったため	の関係者の理解 が得られなかっ	カ. 特別の教育 課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他
国公私立計	3,114	2,247	2,513	1,671	502	115	0	2	6	57	160

#### 文部科学省における支援等

(1) 高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員348人(対前年度47人増)に 必要な経費を措置。 など

- (2)特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置
  - 学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。
- (3)「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・配布 初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

## 公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果



9

(1)調査対象: 都道府県·市区町村教育委員会

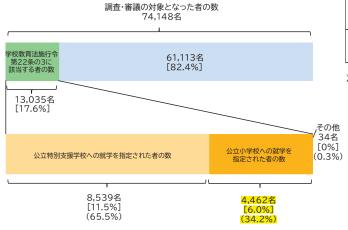
(2)調査時点: 令和4年5月1日時点

(3)主な調査事項

- ① 令和4年度の就学予定者(新第1学年)として、令和3年度に、市区町村教育支援委員会等において、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示す 「学校教育法施行令第22条の3」(以下、「22条の3」という。)に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 22 条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

#### (4)主な結果概要

①22条の3に該当する者のうち、 公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、 前回調査(約26%)より増加。



- ※ []内は調査・審議の対象となった者に対する割合。()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当す る障害の程度の者に対する割合。
- ※「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童 生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支 援を行うための調査・審議機関を含む。
- ※「その他」の34名には、病弱・発育不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

②公立小・中学校における22条の3に該当する児童生徒について ▶ 学級種別に見ると、9割程度が特別支援学級に在籍。

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受 けている児童生徒	合計
R4	小学校 第1学年	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089
K4	中学校 第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245
(参考)	小学校 第1学年	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064
H30	中学校 第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042

▶ 特別支援学級に在籍する児童生徒を障害種別に見ると、以下のとおり。



■病弱 ■聴覚障害 ■視覚障害 ※ 小数第2位の四捨五入により合計が100%になっていない

## 2. 最近の動向について

①特別支援学級及び通級による指導の 適切な運用について

#### 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) (令和4年4月27日 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長通知)(抄)



#### 趣旨

しかしながら、文部科学省が令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

加えて、同調査においては、一部の自治体において、

- ・特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられて いない
- ・個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、<mark>通級による指導が十分に活用できていない</mark>

といった事例も散見されました。

本通知は、こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的とするものです。各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、域内の市町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人におかれては附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、本通知の趣旨について周知くださるようお願いします。

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) (令和4年4月27日 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長通知) (抄)



#### 第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断については、関係の法令及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け文科初第756号)等の通知や、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」を参照し、客観的かつ円滑に適切な判断を行うことが必要であること。
- 通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。どのような学びの場がふさわしいかは、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となるため、市区町村教育委員会においては、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照しつつ、必要に応じて都道府県教育委員会とも相談しながら学びの場(通級による指導の場合の実施形態も含む。)について入念に検討・判断を進める必要があること。

#### 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) (令和4年4月27日 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長通知)



#### 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

- 交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。このため、「平成29年義務標準法の改正に伴い創設されたいわゆる『通級による指導』及び『日本語指導』に係る基礎定数の算定に係る留意事項について」(令和2年4月17日付事務連絡)にある通り、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらず、不適切であること。
- また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討するべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。
- ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒に ついて、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性が ある場合においては、この限りではないこと。

#### 《改善が必要な具体的な事例》

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数(数学)や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- ・全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。 ・通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明し
- といる。 ・交流及び共同学習において、「交流」の側面のみに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。 ・交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方

・文派及び共同子自において、通常の子級の担任のかに指導が安保されて必要な体制が定えられていないことにより、通常の子級及び特別文援子級の元皇王に及り にとって十分な学びが得られていない。

> 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) (令和4年4月27日 4文科初第375号 文部科学省初等中等教育局長通知) (抄)



#### 第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

- 特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、
- ・特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
- ・学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
- ・小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性 及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする
- と記載されている。このため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討するべきであること。

#### 第4 通級による指導の更なる活用について

- 通級による指導の実施形態については、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」それぞれの実施形態の特徴、指導の教育的効果、児童生徒や保護者の負担等を総合的に勘案し、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用を行うこと。
- 実施形態の選択に当たっては、児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、自校通級や巡回指導を一層推進することが望ましいこと。なお、通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、今後文部科学省において、関係者の意見を聴取するなどして、より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う予定であること。
- また、地域全体で必要な指導を実施することができるよう、行政区を超える学校の兼務発令を活用するなど、専門性の高い人材による効果的かつ効率的な指導を行うための方策について検討を行うことが適当であること。

13

#### 総論

- 問0—1.本通知の趣旨は何か。交流及び共同学習の時間を制限することは、インクルーシブの理念に逆行し、障害のある子供の排除につながるのではないか。
  - 〇 本通知は、
  - ・特別支援学級で半分以上学ぶ必要のない児童生徒については、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、
  - ・特別支援学級在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限る
  - こと等を目的としたもので、むしろインクルーシブを推進するものです。

#### 問0-2.本通知が発出された経緯は何か。

- 〇 文部科学省は、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供が図られるよう、令和3年6月に「障害のある子供の教育支援の手引」を改訂し、就学先決定の具体的なプロセス等について周知してきました。
- その後実施した実態調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があることが明らかとなりました。
- こうした実態も踏まえ、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で、改めて周知することを主な目的として、本通知を発出したものです。

#### 間0-3.本通知は、現場に影響を与えるものであるにもかかわらず、年度途中に発出されたのはなぜか。

- 通知にも記載されている通り、本通知は、これまで文部科学省が既に示してきた内容を、より明確化した上で改めて 周知することを主な目的とするものであり、制度変更を伴うものではありません。
- 〇 なお、特別支援学級に在籍していながら大半の時間を通常の学級で過ごしている場合、学びの場の変更を検討するべきことは、令和3年6月に改訂した「障害のある子供の教育支援の手引」にも記載し、各教育委員会に周知しており、既に実施されているべきものです。

#### 問0-4. 国連の勧告で求められている通り、本通知は撤回すべきではないか。

○ 問0-1で述べた通り、本通知は、むしろインクルーシブを推進するものであるため、撤回の予定はございません。

#### 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) Q&A(2022/11/4公表)(2/5)

#### 第1 特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について

- 問1-1. 学びの場は保護者が決めるものではないのか。市教委は、保護者の意向に反する就学先決定を行うことはできる のか。
  - 障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘 案し、本人及び保護者の意向を最大限尊重して市区町村教育委員会が判断します。
  - なお、障害のない児童生徒については、保護者等の意向にかかわらず、通常の学級に在籍して学ぶこととなります。

#### 問1-2.通級による指導とは何か。言語障害や弱視に限られるのか。自立活動とはどういったものか。

- 障害のある児童生徒が、通常の学級に在籍しながら、障害に応じた特別な指導(自立活動)を受けるものです。対象障害種は言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱です。
- また、自立活動とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うものです。

#### 問1-3.特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類や程度はどこに示されているのか。

- 障害のある児童生徒の学びの場は、障害の状態のみならず、教育的ニーズ、学校や地域の状況や専門家の意見等を総合的に勘案の上決定されるべきものです。
- その上で、特別支援学級や通級による指導の対象となる障害の種類及び程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日)で示しておりますので、ご参照ください。

(参考)「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日文部科学省初等中等教育局長通知) https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm 15

#### 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

#### 問2-1. 週の半分の根拠如何。

- 特別支援学級に在籍する児童生徒が、一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けられるようにするため、特別支援学級で行う授業について、原則となる一定の目安を設けることが必要と考えております。
- 具体的には、
- ・学級とは、継続的に組織される児童生徒の単位集団であり、特別支援学級は、障害のある児童生徒が、年間を通じてその学級において活動することを前提として編制され、障害に応じた指導が行われるものであること、
- ・交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の交流先の学級での活動を特別支援学級担任がサポートするなど、適切な指導体制を整えられる範囲内で実施される必要があること
- 等を総合的に勘案し、「半分」と示したところです。
- なお、「障害のある子供の教育支援の手引」や通知にも記載した通り、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の 時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、通常の学級に学びの場の変更を検討するべきです。

#### 問2-2. 週の半分以上が認められるのはどのような場合か。

○ 次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している場合や、病弱の児童生徒の病状が学期途中 で改善した場合等が考えられます。

17

#### 特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知) Q&A(2022/11/4公表)(4/5)

#### 第2 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について(前頁より)

- 問2-3. 通級による指導は週8コマまでとされており、自立活動における特別の指導が週9コマ以上半分未満必要な子供は、制度の狭間に落ちているのではないか。
  - 通級による指導は自立活動を行うものである一方、特別支援学級は自立活動の他、各教科等の授業が行われるものであり、また、両者は対象とする障害種やその程度が異なるため、特別の指導の時間数のみに着眼して学びの場を決定すべきではありません。
- 問2-4. 通常の学級に学びの場を変更した結果、特別支援学級担任によるサポートが得られず、手厚い支援や指導ができなくなるのではないか。
  - 通常の学級に障害のある児童生徒が在籍する場合、担任等による合理的配慮を含む必要な支援や、特別支援教育支援 員の配置によるサポートといった対応が考えられますし、問1 - 2で述べた通級による指導も受けることができます。 文部科学省としては、通級による指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図るとともに、特別支援教育支援員に対する財政措置や、インターネットで検索可能な合理的配慮に関するデータベースの周知に努めてまいります。

#### 第3 特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について

#### 問3-1. 学校教育活動全体で自立活動を行っている場合、教育課程内の時数として自立活動を設ける必要はないのではないか。

- 小学校学習指導要領の総則等において、
  - ・特別支援学級において実施する特別の教育課程については、(中略)自立活動を取り入れること
- ・学校における自立活動の指導は、(中略)自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする
- とされていることを踏まえれば、特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時数が「O」であることは、学習指導要領上想定されておりません。
- したがって、教育課程外の朝の時間や休み時間等のみで自立活動を行うということも想定されず、このような場合には教育課程の再編成又は学びの場の変更の検討をするべきです。

#### 第4 通級による指導の更なる活用について

#### 問4-1. 自校に通級指導教室が設置されていない場合は、どのように対応すればよいか。

○ 自校に通級指導教室がない場合、例えば巡回指導や他校通級といった対応が考えられます。国としては、通級による 指導の担当教員の基礎定数化を着実に進め、その充実を図ってまいります。

#### 問4-2.国の支援策も充実させるべきではないか。

- 国としては、障害のある子供が障害のない子供と可能な限りともに過ごせるよう、例えば、
  - ・通級による指導の担当教員の基礎定数化の着実な実施
  - ・特別支援教育支援員の法令上の位置付けや財政措置の拡充
  - ・インターネットで検索可能な合理的配慮のデータベースの周知等に取り組んでおります。
- 〇 また、現在、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に焦点を当てた有識者会議を開催しており、年度内に報告を とりまとめる予定です。

#### その他

#### 問5-1.特別支援学級は、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補充的指導のために活用することもできるのか。

- 特別支援学級は、法律に規定されている通り、障害のある児童生徒のために設置されるものであり、障害のない児童生徒の学力向上に向けた補充的指導のためのものではありません。
- 〇 なお、文部科学省としては、小学校における 35 人学級・高学年の教科担任制等の教職員定数の改善や、学習指導員の配置充実など、学校の指導体制の充実を進めています。

② 障害者権利条約に関して

19

## 障害者権利条約関係の動き



#### これまでの動き

2006年 障害者権利条約が国連で採択 2007年 日本が条約に署名

→ (国内法の整備) 2011年 障害者基本法の改正、2012年 障害者総合支援法の制定 2013年 障害者差別解消法の制定

2014年 障害者権利条約に批准 2016年 第1回政府報告

2019年 障害者権利委員会より締結国に対して質問票が送付

2021年 初回の日本政府報告に関する質問事項への回答案作成

#### スケジュール

障害者政策委員会としての意見の最終とりまとめ、障害者権利委員会に提出

#### 2022年 8月22日~8月23日 対面審査@ジュネーブ

※ 2020年に審査が実施される予定だったが、コロナの影響で2022年に延期。

⇒ 2022年 9月9日 障害者権利委員会が総括所見を公表



21

## 障害者権利条約 第24条

第二十四条 教育

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。<mark>締約国は、</mark>この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、 **障害者を包容するあらゆる段階の教育制度(inclusive education system at all levels)**及び生涯学習**を確保する。 当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。**
- (a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
- (a)障害者が障害に基づいて一般的な教育制度(general education system)から排除されない 基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b)障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c)個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- (d)障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e)学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。
- 3 締約国は、障害者が教育に完全かつ平等に参加し、及び地域社会の構成員として完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。
- (a)点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに定位及び移動のための技能の習得並びに障害者相 互による支援及び助言を容易にすること。
- (b)手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。
- (c)盲人、聾者又は盲聾者(特に盲人、聾者又は盲聾者である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。
- 4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員(障害のある教員を含む。)を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員(教育のいずれの段階において従事するかを問わない。)に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。
- 5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

## 障害者権利条約対日審査勧告(第24条·教育部分)抜粋 ①



- 51. 委員会は、以下を**懸念**する。
- (a) 医療に基づく評価を通じて、**障害のある児童への分離された特別教育が永続していること**。障害のある児童、特に知的障害、精神障害、又はより多くの支援を必要とする児童を、通常環境での教育を利用しにくくしていること。また、**通常の学校に特別支援学級があること**。
- (b) 障害のある児童を受け入れるには準備不足であるとの認識や実際に準備不足であることを理由に、**障害のある児童が通常の学校への入学を拒否されること**。また、特別学級の児童が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした、2022年に発出された政府の通知。
- (c) 障害のある生徒に対する**合理的配慮の提供が不十分**であること。
- (d) 通常教育の教員の障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)に関する技術の欠如及び否定的な態度。
- (e) 聾(ろう) 児童に対する手話教育、盲聾(ろう) 児童に対する障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)を含め、通常の学校における、代替的及び補助的な意思疎通の様式及び手段の欠如。
- (f) 大学入学試験及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

23

## 障害者権利条約対日審査勧告(第24条・教育部分)抜粋 ②



- 52.障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)に対する権利に関する一般的意見第4号(2016年)及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に要請する。
- (a) 国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある 児童が障害者を包容する教育 (インクルーシブ教育) を受ける権利があることを認識すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、質の高い障害者を包容する教育 (インクルーシブ教育) に関する国家の行動計画を採択すること。
- (b) 全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び特別学級に関する政府の通知を撤回すること。
- (c) 全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)を確保するために**合理的配慮を保障**すること。
- (d) 通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)に関する研修を確保し、 障害の人権モデルに関する意識を向上させること。
- (e) <u>点字、「イージーリード」、聾(ろう)児童のための手話教育等、通常の教育環境における補助的及び代替的な意思疎通様式及び手段の利用を保障</u>し、障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)環境における聾(ろう)文化を推進し、盲聾(ろう)児童が、かかる教育を利用する機会を確保すること。
- (f) 大学入学試験及び学習過程を含め、**高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定** すること。

## 令和4年9月13日 永岡文部科学大臣 会見録(抜粋)



(略)文部科学省では、これまでもですね、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごせるように、通級によります指導の担当教員の基礎定数化ですとか、また、通常級に在籍いたします障害のある子供のサポートなどを行います「特別支援教育支援員」に対します財政支援や、また、法令上の位置付けなどに取り組んでまいりました。引き続きまして、勧告の趣旨を踏まえまして、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組を進めていきたいと考えているところでございます。

あとは、やはり、障害者権利条約に規定されております<u>インクルーシブ教育システムというのは、障害者の精神的、また、身体的な能力を可能な限り発達させるといった目的の下に障害者を包容する教育制度であると、そういう認識</u>をしております。これまでの文部科学省では、このインクルーシブ教育システムの実現に向けまして、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごす条件整備と、それから、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備、これらを両輪として取り組んでまいりました。特別支援教育への理解の深まりなどによりまして、特別支援学校ですとか特別支援学級に在籍するお子様が増えている中で、現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止することは考えてはおりませんが、引き続きまして、勧告の趣旨も踏まえて、通級によります指導の担当教員の、先ほどもお話し申し上げましたけれども、基礎定数化の着実な実施などを通しまして、インクルーシブ教育システムの推進に努めてまいる所存でございます。

そうですね、通知の撤回がありました、お答えいたします。

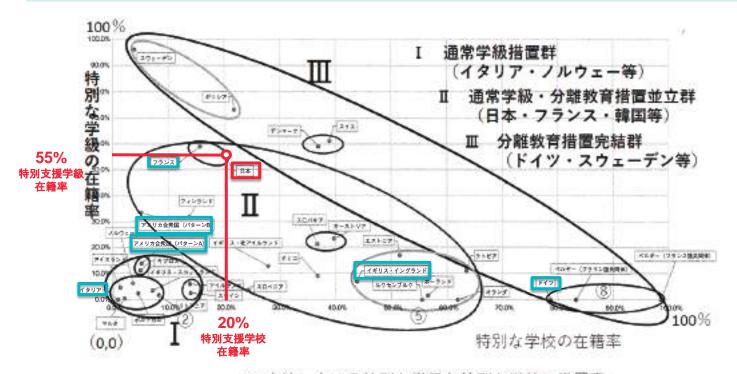
昨年度、文部科学省が、特別支援学級の在籍児童生徒の割合が高い自治体を対象に行いました実態調査におきまして、特別支援学級に在籍いたします児童生徒が、大半の時間を通常の学級、普通学級でございますが、通常の学級で学び特別支援学級において障害の状態等に応じた指導を十分に受けていない、また、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えまして算数や国語の指導のみを行うといった不適切な事例が散見をされたところでございます。

こうした実態も踏まえまして、ご指摘の通知は、特別支援学級で半分以上過ごす必要のない子供については、やはり、通常の学級に在籍を変更することを促すとともに、特別支援学級の在籍者の範囲を、そこでの授業が半分以上必要な子供に限ることをですね、目的としたものでございまして、むしろインクルーシブを推進するものでございます。動告で撤回を求められたのは大変遺憾であると思っております。引き続きまして、通知の趣旨を正しく理解をしていただけるように、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。

25

## 諸外国における特別支援教育の概況

- ◆ 障害のある子供全体に占める特別な学校の在籍率(横軸)と特別な学級の在籍率(縦軸)を見ると、各国毎に状況は様々。
- ◆ 例えば日本は、特別な学校の在籍率が20%、特別な学級の在籍率が55%と読み取れる(残りの25%は通常級に在籍)。



SEN生徒に占める特別な学級と特別な学校の措置率

## 【参考】諸外国への勧告(教育部分抜粋)

◆障害者権利委員会からの勧告は、日本以外の諸外国にも発出されている。

ドイツ

- (a) すべてのレベルで必要な財源、人員など、 すべての州で、質の高いインクルーシブな教 育制度へのアクセスを提供するため、戦略、 行動計画、期限、目標を直ちに策定する。
- (b) インクルージョンを促進し、本人が選択した場合、通常の学校に障害のある児童を入学させる義務を認める法律及び政策を直ちに有効にするよう、隔離された学校を縮小する。
- (c) すべてのレベルの教育で**合理的配**慮を提供し、合理的配慮の権利を法的に実施し、裁判の前の司法判断に適合するよう保証する
- (d) インクルーシブ教育についてのすべて教員 への研修、教育環境、教材、カリキュラムの アクセシビリティの向上、博士号取得レベルを 含む通常の教育での手話の提供を保証する

フランス

- (a) 障害のある子供について、就学及び出席についてを含めて、 年齢、居住地、性別、人種の別のデータを収集するシステム を開発するとともに、ロマ、亡命希望者、難民である障害のあ る子供や非正規移民となっている障害のある子供が教育への 効力あるアクセス。
- (b) 保護者並びに親権者が、**障害を理由とした就学の拒否**の ケースにおいて、申し立てて救済を求めることのできるシステムの 採用。
- (c) とりわけ自閉症並びにダウン症の子供を含めた障害のある子供の試験における配慮を含む、個別の教育的な要求に対応する合理的配慮の提供を通じた個別の支援を求めることができる障害のある子供の権利を認める枠組みの開発。
- (d) 市町村レベルでのプログラムを採用し、公的及び私的な関係者が、COVID-19感染拡大状況において、障害のある子供を支援することへ関与すること。
- (e) **フランス手話**による教育が早期教育の段階から提供されて、インクルーシブな教育環境において聾文化が促進することを保障すること。
- 含む通常の教育での手話の提供を保証する。(f) 盲あるいは視覚障害である人々や知的障害の人たちのための点字並びに平易な読み物の効果的な学習、指導、使用を保障すること。
  - (g) 障害のある子供の**いじめと虐待**を排除するための対策を実施すること。
  - (h) 高等教育段階における合理的配慮を通じて、手話の使用 や彼らの国際交流を促進を含めて、障害のある若年者が、個 別の支援を求めることができるような、障害のある人の高等教 育へのアクセスを促進するための明確な目標と期限のあるプログ ラムを採用すること。

イタリア

- 56. 委員会は、締約国に対し、全ての学校 段階で、インクルーシブ教育に関する法令等 の実施を監視することで、教室におけるインク ルーシブ教育、支援の提供、教員研修の質 を高めるための、十分な資源、期限と特定 の目標を持った行動計画を実施するよう勧 告する。また、締約国が持続可能な開発目 標の目標4.5と4 (a) を実施するにあたり、 インクルーシブ教育の権利に関する一般的 意見第4号 (2016) を含む条約第24条 に導かれ、すべてのレベルの教育および職業 訓練への平等なアクセスを確保し、障害に配慮した安全な教育施設を建設およびアップグ レードするよう勧告する。
- 58. 委員会は、締約国に対し、一般的なコミュニケーションアシスタントを唯一の選択肢として推奨することをやめて、手話通訳者による補助を希望する全ての聴覚障害のある子供のために、**高度な手話通訳者**を監視・提供するよう勧告する。
- 60. 委員会は、締約国に対し、主流環境における包括的で質の高い教育を確保するために、新たに起草された教育に関する法令を含む立法その他の措置を通じて、利用しやすい教材の入手可能性と支援技術の提供を適時に保証することを勧告する。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議(第7回)資料を一部改変

## 2023年G7教育大臣会合 富山・金沢宣言 \_\_\_ (特別支援教育 抜粋)

#### 仮訳

4. (略) <u>私たちは、それぞれの国における教育制度の相違を尊重</u>しつつ、<u>障害</u>、言語・文化、 地理的・文化的出自、民族、社会経済的状況、性的指向・性自認、いじめや不登校などの課題に関わらず、全ての子供の可能性を引き出す教育の実現に努めていく。障害のある子供の教育においては、特に<u>障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に協働的に学ぶための環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を同時に進める重要性について認識を共有する</u>。

#### (参考) 原文

4. ...While respecting the differences in our educational systems, we will take steps to realize education that unlocks the potential of all children regardless of disabilities, language and culture, geographical or cultural origin, ethnicity, socio-economic status, sexual orientation and gender identity, and challenges such as bullying or long-term non-attendance. Regarding education of children with disabilities, we recognize the particular importance of providing collaborative learning environments for children with and without disabilities to spend as much time as possible together, as well as providing opportunities for learning that meet the needs of individual children.

27

## 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議

③ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への

支援の在り方に関する検討会議報告を受けた取組



(令和4年5月18日設置)

特別支援教育への理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決 定の仕組みに関する制度改正等により、特別支援教育を必要とする児童 生徒が増加

発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する  $\cap$ 可能性

趣旨

学校教育法施行令第22条の3の障害の程度(※)に該当する 児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等に在籍

小中学校の通級による指導の担当教師の基礎定数化、高等学校に おける通級による指導の制度化等により、通級による指導体制が充実。 また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援 員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行わ れている状況



障害者の権利に関する条約に基づくインク ルーシブ教育システムの更なる実現に向けて、 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒 への支援の実施状況、成果と課題について 把握した上で、より効果的な支援施策の在り 方について外部有識者の協力を得て検討。

#### 【主な検討事項】

- (1) 通級による指導の更なる充実に向けた取組等の在り方について
- (2) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒の支援の在り方について

#### 【委員】

◎荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長

山形大学地域教育文化学部准教授 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長 池田 彩乃 宏伸 市川

東京都立あきる野学園統括校長

市川 裕二 氏間 和仁 広島大学大学院人間社会科学研究科准教授 宮城学院女子大学教育学部教育学科児童教育専攻教授

梅田 真理 奥住 秀之 帯野 久美子 東京学芸大学教育学部特別支援科学講座教授・学長補佐

株式会社インターアクト・ジャパン 代表取締役 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長 好 喜多

小枝 達也 国立研究開発法人国立成育医療研究センター副院長

スの診療部統括部長 櫻井 秀子 川口市立戸塚北小学校長

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発達障害教育 笹森 洋樹

推進センター上席総括研究員(兼)センター長京都女子大学発達教育学部教育学科教授日本放送協会解説委員室解説委員 鳥取県教育委員会教育次長 滝川 国芳 竹内 哲哉

中田 實 -般社団法人UNIVA理事 野口 平野卓球センター監督 平野

真理子 上越教育大学臨床·健康教育学系教授 東京都立荻窪高等学校長 藤井 和子 馬飼野 光一

全国特別支援教育推進連盟理事長 宮崎 英憲

(◎:主査、○:副主査) (令和4年9月30日現在計20名、五十音順、敬称略)

#### 【オブザーバー】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害児・発達障害者支援室 国立障害者リハビリテーションセンター

(※) 学校教育法施行令第22条の3の障害の程度・・・学校教育法第75条(障害の程度)に基づき、特別支援学校の指導の対象となる障害の種類及び程度を定めている。

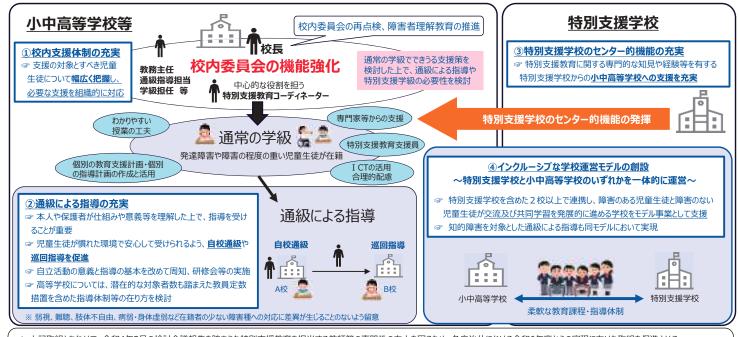
スケジュール: 令和4年6月14日に第1回を開催。

第2回以降は月1回開催し、第7回(令和5年1月26日)に報告(素案)、第8回(令和5年2月15日)に報告(案)について検討。 第9回(令和5年3月9日)に最終回を開催。令和5年3月13日に報告を取りまとめ。同日付で教育委員会等へ通知。

## 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)



- ① 学習面又は行動面で著いい困難を示すとされた児童生徒:小中学校8.8% 高等学校2.2% ⇒ 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性 うち、校内委員会で支援が必要と判断: 小中学校28.7% 高等学校20.3% ⇒ 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 ➡ 児童生徒や保護者の送迎等の負担 高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある ➡ 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍(就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重) → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 ➡ 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



#### 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。

- 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ▼ はいました。 単純性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実に努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行い つつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。 31

## 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について



#### <調査概要>

調査目的	本調査により、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態と支援の状況を明らかにし、今後の施策 の在り方等の検討の基礎資料とすることを目的。
調査対象地域・学校等	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒 ※高等学校は全日制又は定時制に在籍する   ~3年生を対象 ・学校を市郡規模と学校規模で層化し、小学校・中学校・高等学校それぞれ600校を抽出 ・抽出された学校の各学年において、 学級を無作為抽出 ・抽出された学級において、原則、小学校・中学校においては10名(男女それぞれ5名ずつ)、高等学校は20名(男女それぞれ10名ずつ)を無作為抽出
回収数及び回収率	対象児童生徒数88,516人 (小学校:35,963人,中学校:17,988人,高等学校:34,565人) のうち、74,919人回収(回収率 84.6%)
調査回答者等	調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭(副校長)のいずれかによる確認の後、校長の了解 の下で回答。(学級担任等が判断に迷う場合には校内委員会や教務主任・教科担任などに相談可能)
質問項目	I.児童生徒の困難の状況 学習面(「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」) 行動面(「不注意」「多動性」衝動性」「対人関係やこだわり等」)

Ⅱ.児童生徒の受けている支援の状況					
和4年	小学校・中学校	高等学校*1			
習面又は行動面で著しい困難を示す	8.8%	2.2%			
習面で著しい困難を示す	6.5%	1.3%			
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%			
「誌れ、又は「聿ノ、に荽」い因難なテオ	3 E0/	n 6%			

字首	<b>由乂は行動面て者しい困難を示す</b>	8.8%	2.2%
学習	<b>習面で著</b> しい困難を示す	6.5%	1.3%
Г	聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	0.5%
Г	読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	0.6%
٦	計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	0.6%
行動	<b>协面で著しい困難を示す</b>	4.7%	1.4%
「不	注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	4.0%	1.0%
Г	不注意」の問題を著しく示す	3.6%	0.9%
Г	多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	0.2%
「女	付人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	0.5%
学習	面と行動面ともに著しい困難を示す	2.3%	0.5%

(参考)過去の調査結果 <sup>※2</sup>	H24	H14
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%	6.3%
学習面で著しい困難を示す	4.5%	4.5%
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1.7%	1.1%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2.4%	2.5%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2.3%	2.8%
行動面で著しい困難を示す	3.6%	2.9%
「不注意」又は「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	3.1%	2.5%
「不注意」の問題を著しく示す	2.7%	1.1%
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1.4%	2.3%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%	0.8%
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%	1.2%

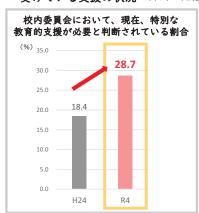
本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない 従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒教の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒 る児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

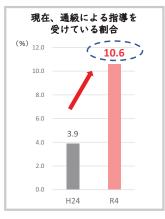


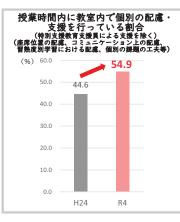
#### 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

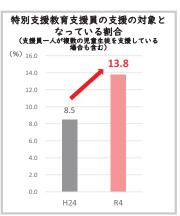


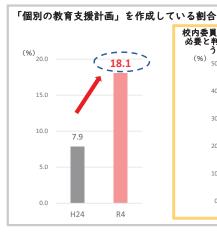
Ⅱ. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒(小学校・中学校:8.8%)の 受けている支援の状況 (平成14年調査では調査していないためデータなし)

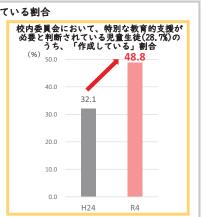


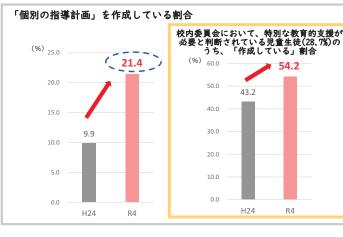












## インクルーシブな学校運営モデル事業

令和6年度予算額

0.8億円(新規)



33

#### 現状·課題

少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、障害や特別支援教育に関する理解や認識の高まり等により、特別支援教育を必要とする児童生徒の数が増加している。そのような中、障害のある児童生徒やその保護者のニーズは更に多様化してきている。また、令和4年9月の障害者権利委員会の総括所見においても、よりインクルーシブな取組を求める勧告がなされている。このような状況を踏まえ、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会の実現のため、関連施策等の一層の充実を図ることが求められている。 【参考】 骨太2023 第4章5(質の高い公教育の再生等)インクルーシブな学校運営モデルの構築など特別支援教育の充実等を図る。

#### 事業内容

障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある 児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。 その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う。







件数·単価

14箇所×約5.5百万円

**託先** 教育委員会、大学等

- ▶ 一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校」に指定
- ⇒ 学校運営連携校に「連携協議会」を設置

(構成員:教育委員会、学校運営連携校の校長等、カリキュラム・マネージャー、外部専門家など)

- ➡ 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャーの配置
- ▶ 交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究
- ▶ 現行の教員配置に拘らない専門性を高めた授業実施のための体制構築の在り方の検討 など

【特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の実施状況】



(出典) 障害のある児童生徒との交流及び共同学習等実施状況調査結果 (H29)

担当:初等中等教育局特別支援教育課 34

## 事業実施イメージ(インクルーシブな学校運営モデル事業)



#### <連携協議会>

- 一体的に運営するための方針等を決定
- 交流及び共同学習に係る年間指導計画 実施内容等を協議



#### <カリキュラム·マネージャー>

- 特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程 をコーディネート
- 連携協議会を企画・運営
- 連携協議会と各学校運営連携校の間の連絡・調整・助言

#### ①発展させた交流及び共同学習の研究開発

- ●カリキュラム・マネージャーを中心とし、日常的な交流に とどまらない、学校の創意工夫による交流及び共同学習 を実施。
- ●共同学習を通して、それぞれの子供が、授業内容を理 解し、学習活動に参加している実感・達成感を持ちな がら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付け ていけているかという最も本質的な視点が重要。

#### (例)

- 各教科及び総合的な学習(探究)の時間で実施
- ・学校設定教科・科目で実施
- ・特別支援学校高等部の職業や専門教科で実施 等

#### -体的で専門性を活かした指導体制の構築

●専門性を高めた授業実施のための人事上の措置(兼務 発令等)を含めて教員配置や指導体制を構築

#### (例)

- ・各教科等・自立活動の専門性を高めるための教員や専門 スタッフの配置(交流及び共同学習に関わる事務補佐員 等の配置、両校の職員によるティーム・ティーチングの実施等)
- ・校内委員会、校内研修、保健・福祉等と連携した体制構築
- ・特別支援学校のセンター的機能の有効活用
- ・職員の連携を図るための工夫した学校運営(職員室の共 用含む)

週1回程度、小学校等の教師が特別支援学校の児童生徒に対する教科指導を行う場合については、兼務発令を行う等の人事上の措置を行った上で、当該教 師は特別支援教育を経験したとみなすことができる取扱いとする(「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」(令和4年3月)参照)

#### 【日常的な交流を促すための工夫】

特別支援学校と小学校等の児童生徒同士が日常的な生活の中で自然と関わりがもてるように、例えば、お互いの児童生徒が交流できるスペースの確 **保や、玄関の共用、日常的にお互いを意識するような動線の確保**(登校時に特別支援学校の児童生徒が小学校等の児童生徒の教室の前を通って 教室に向かう等)等も考えられる。

## 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業

令和6年度予算額 (前年度予算額

0.5億円 0.6億円)



#### 現状·課題

通級による指導を受ける児童生徒数は増加しており、現在、小・中学校においては約15.4万人、高等学校については約1,700人が受けており、このうち、学習障害 注意欠陥多動性障害、自閉症が約6割を占めている。そして、高等学校における通級による指導については、平成30年度に制度化から6年経過したところ。

今後、通級による指導を受ける児童生徒数はさらに増加すると考えられ、新たな通級指導教室の設置や通級による指導体制の整備、実施形態の検討等が進むこと が想定される。また、児童生徒が在籍する小・中学校等で通級による指導を受けられるよう、管理職を始めとする全ての教員あるいは学校全体で、より一層、発達障害 を含む特別支援教育に関する理解を深め、特別支援教育を担う教員の育成を図ることが重要である。

#### 事業内容

#### 1.効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業 28百万円

巡回指導を実施する自治体において、従来の方法等に基づいた巡回指導だけでなく、地理的条件や 地域の実情等を踏まえた新たな巡回指導の方法や環境整備、巡回指導担当教員等の育成等につい て検討・実証を行い、通級による指導の対象となっている児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級に よる指導に向けたモデルを構築し、全国的な普及を図る。

#### 都道府県·市区町村教育委員会



件数·単価

将来的に自校で涌級による

指導を実施するための体制づくり

6か所×4.7百万円

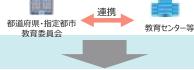
交付先

都道府県教育委員会

#### 2. 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のため の体制構築事業 14百万円

管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育を取り組んでいく ための体制構築等に関する研究を行う。

(1) 発達障害を含む特別支援教育に関する育成指標



(2) 特別支援教育に関するキャノアコだよ教師の育む学びを関連付けて支える 什組みを構築するための組織的かつ体系的なプログラム等の開発

(3)特別支援学級や通級よる指導な特別支援教育に関する経験のな 管理識さ対する特別支援教育に関する研修等の機会の充実

件数·単価 4か所×3.4百万円

交付先

都道府県·指定都市 教育委員会

教員育成指標

#### 3. 発達障害のある児童生徒等に対する支援に関する家庭・教育・福祉の連携に関する調査研究事業 7百万円(新規)

巛回指導扣当教員

発達障害のある児童生徒等への支援においては、外部機関である福祉機関等との連携が重要であることから、学校や教育委員会と福祉関係機関等との連携について、実態の調査や好 事例の収集及び整理などを行い、横展開を図ることで、先進事例の周知啓発を行う。 民間団体等

担当:初等中等教育局特別支援教育認6

件数·単価

1 か所×1 団体

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れ を伴うこと もある

## 注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしていられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

## 広汎性発達障害

(PDD)

アスペルガー症候群

閉症

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

#### 学習障害 LD

「読む」、「書く」、「計算する」等の 能力が、全体的な知的発達に比べて極端

※このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども 発達障害に含まれる。

#### (参考) 発達障害に関連して使われることのある用語

- ・強度行動障害:激しい自傷や他害などがあり、特別な支援が必要な状態。
- ・高機能:知的な遅れを伴わないこと
- ・自閉症スペクトラム障害(ASD): 広汎性発達障害(PDD)とほぼ同義。
- ・発達凸凹(でこぼこ):発達の状態や能力に差異はあるが社会的不適応を示していないケースについて、「障害」や「発達障害」という言葉を使わず、 表現するもの。

## 特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、校長、教頭、特 別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、 教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の 健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

## ○特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置

公立幼稚園、小・中学校及び高等学校等にお いて、教育上特別の支援を必要とする幼児児童 生徒の学習又は生活上必要な支援を行う「特別 支援教育支援員 |を配置するため、都道府県・市 町村に対して、必要な経費を措置するもの。





学校種	令和6年度 措置予定
幼稚園	8,600人
小学校	49,900人
中学校	13,800人
高等学校	900人
合 計	73,200人 (69,500人)

※括弧書きは、令和5年度の措置人数

※平成19年度~:公立小・中学校について地方財政措置を開始 平成21年度~:公立幼稚園について地方財政措置を開始 平成23年度~:公立高等学校について地方財政措置を開始

# に向けた取組

④ 特別支援教育を担う教師の専門性向上

#### 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議(令和3年10月25日設置)



- 特別支援教育を受ける幼児児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援 教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、

趣旨

- 全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等
- 特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害 等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の 指導等に反映できる幅広い知識・技能
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

委員

- (1) 特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方
- (2) 特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方 教職課程コアカリキュラムWGと連携
- (3) その他関連事項

等が求められている。

筑波大学名誉教授 安藤 隆男 市川 裕二

全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長 加治佐 哲也 兵庫教育大学長

全国特別支援学級·通級指導教室設置学校長協会会長 喜多 好一

木舩 憲幸 九州産業大学教授 坂越 正樹 広島文化学園大学·短期大学長

田中 良広 帝京平成大学教授

濵田 豊彦 東京学芸大学副学長

樋口 一宗 松本大学教育学部学校教育学科教授

宮﨑 英憲 全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授

森 由利子 滋賀県教育次長 (計11名、五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

宍戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長

(計1名、敬称略)

ガサング イン	
	スケジュール
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング(教育委員会、大学、特総研等)
R4/1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム(素案)の確定 第7回会議開催 ①報告とりまとめ
5月/6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則(案)及び特別支援学校教 論の教職課程コアカリキュラム(案)について
	※会和4年7日時点

※令和4年7月時点

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部 会とも連携し、教職課程コアカリキュラムの策定や、特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上を図る。



#### 現状·課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協働的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
- ⇒ 特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。 ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験が無い。
  - 多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。
  - ⇒ 特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとは言いがたい状況。

#### ①養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程 の内容や水準を全国的に担保するため、 共通的に修得すべき資質能力を示した コアカリキュラムの策定
- ●教育実習、介護等体験で、特別支援学 校、特別支援学級等の経験を推奨
- ★学間連携による単位互換制度の促進 など、免許取得・単位取得を可能とする体 制整備
- ●教育委員会との連携による実践力の養成

#### ②採用段階での工夫

- ●特別支援教育の経験を採用 時に考慮
- ●採用後10年以内に特別支援 教育を複数年経験

#### ③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

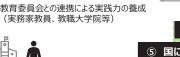
- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免 許状を有しない教師の条件を限定
- 較内研修、交換授業、OJTの推進
- ●特別支援学級等の教師による特別支援学校へ の人事交流の充実



- ●管理職の任用にあたり、特別支援教育 の経験を考慮
- ●学校経営方針等に特別支援教育に関 する目標を設定し、校内体制を整備



管理職





⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善※下記は現時点における調査項目の例

成】・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数

・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数

・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合 【キャリアパス】

・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無

・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数

·特別支援学校教諭免許状保有率 ・(独) 国立特別支援教育総合研究所(NISE) 学びラボの利用者数等

#### ④研修(校外)による専門性向上

● 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた 活用ができるようコンテンツを整理・体系化(NISE)

●研修の手引作成 (NISE) 中堅教諭等資質向上研修 主任研修、管理職研修 等 NISE 教育委員会

#### スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
- R4.7 : 策定・周知(以降、大学の教職課程の点検・見R5.4又はR6.4:コアカリキュラムに基づく教職課程開始 : 策定・周知 (以降、大学の教職課程の点検・見直し)
- 上記以外の事項
- 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現 できるよう取り組む。

養成段階

## NISE(学びラボ、免許法認定通信教育)等のオンラインコンテンツの整理・充実

【研

# 令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項

## についての通知 (令和6年3月28日付 文部科学省初等中等教育局長·文部科学省総合教育政策局長通知)

- ✓ 令和5年12月22日に公表した「令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の調 査結果等を踏まえ、公立学校教職員の人事行政を適切に行う上での留意事項について 各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長あてに通知を発出。
- ✓ 管理職の登用等に当たって特別支援教育の経験を考慮すること等については、「特別 支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」(令和4年3月31日付 け3文科初第2668号初等 中等教育局長、総合教育政策局長通知)も参考に、令和6年 度からの実現に向けて取組の一層の促進を依頼。

#### 第2 教職員人事に関する各種施策

4. 特別支援教育の知見や経験を蓄積するための人材育成等

特別支援教育を担う教師の更なる資質向上にあたっては、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等 に係る方策について(通知)」(令和4年3月31日付け3文科初第2668号初等中等教育局長、総合教育政策局 長通知)において、教師の採用段階において特別支援教育に関わる経験等を考慮する等の工夫を行うことや、 全ての新規採用職員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずる よう努めること及び、管理職の登用等にあたっては特別支援教育の経験も含めて総合的に考慮することを要請 している。

しかしながら、管理職選考における特別支援教育経験の情報の把握・管理の状況についての調査結果(令和 5年4月1日現在)では、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理している教育委員会 は全体の約3割で、そのうち把握・管理した情報を管理職選考で考慮している教育委員会の割合は約8割であ った。一方、管理職選考において特別支援教育の経験等の情報を把握・管理していない教育委員会は約7割 で、そのうち今後情報を把握・管理する予定がある教育委員会は約2割にとどまった。

各教育委員会におかれては、特別支援教育に関する人材育成に当たり、<u>令和6年度からの実現に向けて取組</u> を一層促進されたいこと。

含根据学生

## 校長の特別支援教育に関わる教職経験

✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育に かかわる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で66.4%、中学校で **69.3%(令和5年度)。**※特別支援学級が設置されている学校は84.1%(令和5年度時点)。

#### ○令和 5 年度全国特別支援学級·通級指導教室設置学校長協会調査

調査対象:各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、

通級指導教室を設置する小・中学校の校長 ※同協会の各地区理事を通じて約10%の学校を抽出

校種別の回答学校数(単位:校)※表中の(%)は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	合計	
804(約72%)	313(約28%)	1,117	

調査結果:校長自身の特別支援教育に関わる教職経験(単位:%)

	通級による指導での 教職経験 有	特別支援学級での 教職経験 有	特別支援学校での 教職経験 有	特別支援学級等での 教職経験 無
小学校	5.1%	24.1%	4.4%	66.4% (令和4年度:70.0%)
中学校	4.8%	20.8%	5.1%	69.3% (令和4年度:73.2%)

(出典) 令和5年度全国特別支援学級·通級指導教室設置学校長協会調査報告書 (全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会調査部、令和6年1月)

43

## 特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態



5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳(上表)およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳(下表)。 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

#### ■学校に配置されている教員の雇用形態別内訳(5月1日時点)

学校種	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)	臨時的任用教員	うち産休・育休代替教 員等	非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計	
小学校	331,697	11,236	3,737	41,991	18,528	5,911	270 500	
小子权	(87.38%)	(2.96%)	(0.98%)	(11.06%)	(4.88%)	(1.56%)	379,598	
中学校	191,090	9,781	1,559	23,820	5,857	3,594	210 504	
中子仪	(87.45%)	(4.48%)	(0.71%)	(10.90%)	(2.68%)	(1.64%)	218,504	
高等学校	143,067	11,211	2,000	11,092	2,687	5,529	150,600	
同守子仪	(89.59%)	(7.02%)	(1.25%)	(6.95%)	(1.68%)	(3.46%)	159,688	
特別支援学校	63,899	2,441	533	13,274	3,437	1,301	70 474	
1寸かり又1友子仅	(81.43%)	(3.11%)	(0.68%)	(16.92%)	(4.38%)	(1.66%)	78,474	

#### ■ 小·中学校の学級担任の雇用形態別内訳(5月1日時点)

学校種	正規教員	再任用教員(フルタイム)	臨時的任用教員	うち産休・育休代替教員等	その他	合計
小学校の学級担任	237,099 (88.40%)	5,533 (2.06%)	30,826 (11.49%)	13,892 (5.18%)	276 (0.10%)	268,201
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	12,182 (23.69%)	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90,72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	5,276 (23.95%)	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

(注1)表中の()内は合計に対する割合を表す。 (注2)「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

(出典)「教師不足」に関する実態調査(文部科学省、令和4年1月)

## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

⑤ 医療的ケア児への支援

#### ◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

#### 立法の目的

支

摆

置

- ○医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- ○医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切 な支援を受けられるようにすることが重要 な課題となっている
- ⇒<u>医療的ケア児の健やかな成長</u>を図るととも に、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができ る社会の実現に寄与する

#### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援 医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう
  - →に最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

## 国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、 学校の設置者等の**責務** 

#### 国・地方公共団体による措置

- ○医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- ○医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- ○相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- ○支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- ○保育所における医療的ケアその他の支援
  - →看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- ○学校における医療的ケアその他の支援
  - →看護師等の配置

#### 医療的ケア児支援センター(都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う)

- ○医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- ○医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

**施行期日**:公布の日から起算して3月を経過した日(令和3年9月18日) **検討条項**:法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

## ○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(抄)

(目的)

第一条 この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、 医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられる ようにすることが重要な課題となっていることに鑑み、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、 基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策 その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児 の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てること ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (学校の設置者の責務)

第七条 学校(学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等 教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校 に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

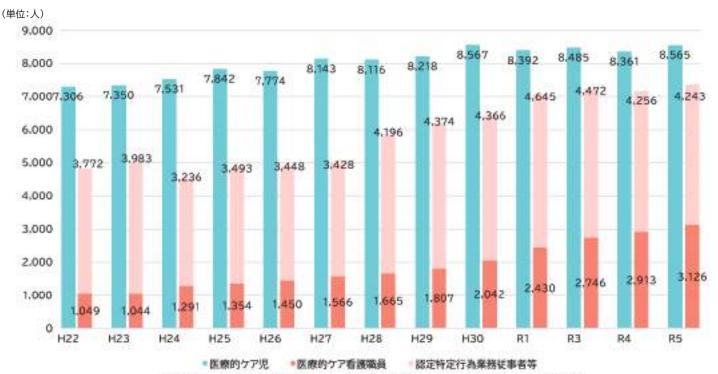
#### (教育を行う体制の拡充等)

- 第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的 ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療 的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものと する。
- 3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、 介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要 な措置を講ずるものとする。

47

## 学校に在籍する医療的ケア児の数(特別支援学校)





医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数(特別支援学校)

調査対象 :公立の特別支援学校(H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外) ~H30

R1~ :国公私立の特別支援学校 認定特定行為業務従事者等の数

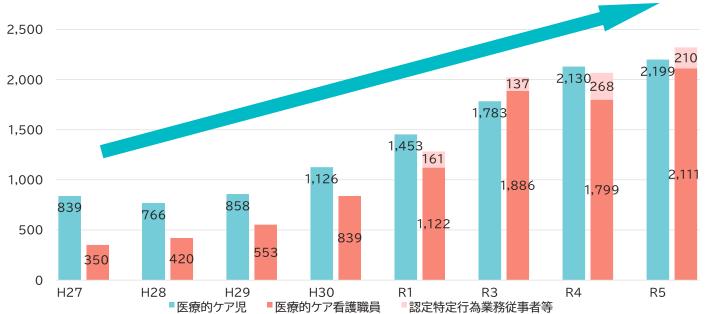
H22、23:医療的ケアに関わっている教員数

H24~ に設定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員等の数 (調査期日 H24:10月1日H25~H27:9月1日、H28、H29:年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者(予定を含む)。) R4~ :認定特定行為業務従事者及び介護福祉士の数 R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。 医療的ケア看護職員の数は、令和3年度調査以前は国公私立ともに各学校が回答しているが、令和4年度以降は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校園の状況を回答している。

## 学校に在籍する医療的ケア児の数(小中学校等)



(単位:人)



医療的ケア児及び医療的ケア看護職員・認定特定行為業務従事者等の数(幼稚園、小・中・高等学校)

:公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)

1127 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む) H28、29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む) H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校 R1、R3 : 国公私立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

認定特定行為業務従事者等の数

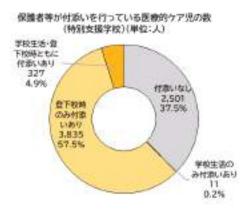
医療的ケア看護職員の数は、令和3年度調査以前は国公私立ともに各学校が回答しているが、令和4年度以降は国私立分は各学校が回答し、公立分は教育委員会が設置する学校圏の状況を回答している。

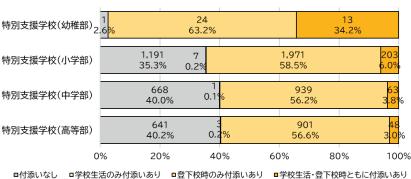
49

#### 令和5年度学校における医療的ケアに関する実態調査 5-1. 特別支援学校における保護者等の付添いの状況

#### 特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,674人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 338人 (5.1%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,835人 (57.5%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 2,501人(37.5%)





保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数(特別支援学校・学部別)(単位:人)

学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(338人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定 特定行為 業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」122件(36.1%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケ アを実施する手続きの途中である」「健康状態が不安定」 「保護者が、医療的ケア看護職員等の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行う ことを希望しているため」などがある。



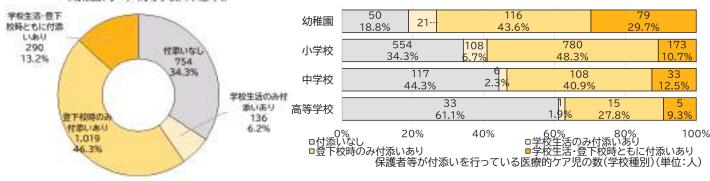
- 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に合むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期 の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。
- 「医療的ケア看護職員が配置されていな い」及び「認定特定行為業務従事者がいな い」ため
- 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業 務事業者はいるが、一部対応できない時 間帯・曜日等があるため
- 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務 事業者はいるが、保護者が希望している ため
- 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務 事業者はいるが、学校・教育委員会が希望 しているため(ガイドライン等で定めてい る場合も含む。) 50 その他



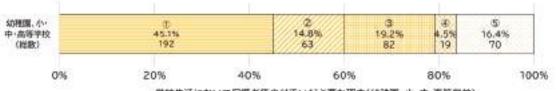
#### 幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2.199人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 426人(19.4%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,019人(46,3%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 754人(34.3%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数 (幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(426人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」192件(45.1%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



学校生活において保護者等の付添いが必要な理由(幼稚園、小・中・高等学校)

- 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業 務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務 事業者はいるが、保護者が希望している ため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

## 切れ目ない支援体制整備充実事業

令和6年度予算額 (前年度予算額 42億円 35億円)



#### 背景·課題

特別支援教育の推進を図るため、<u>①医療的ケア看護職員を配置</u>するとともに、<u>②特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や③外部専門家の配置</u>を行う。

#### 医療的ケア看護職員配置事業

•「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する 法律」(R3.6成立、R3.9施行)の趣旨を踏まえ、学 校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、 校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含 め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支 援

令和6年度予算額 4,037百万円(前年度予算額3,318百万円)

補助対象者 学校において医療的ケアを実施するために雇用する看護師等、介護福祉士、認定特定行為業務従事者
 ✓ 配置人数: 4,550人分 (←3,740人分)
 ✓ 1日6時間、週5回を想定上記のほか登下校時の対応分も計上
 ※ 実際の配置に当たっては、自治体等が実態に応じて、雇用形態(時間・単価等)を決定。訪問看護ステーション等へ委託することも可能。

<補助対象> 都道府県・市区町村・学校法人

(幼稚園、小・中・高等学校・特別支援学校)

<補助割合> 国:1/3 補助事業者:2/3

#### 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会 参加までの切れ目ない支援体制整備

●特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目 なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスター トアップを支援 ※交付初年度から3年限り

#### 外部専門家配置事業

個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援 (435人分)

#### 【関連施策】

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業テーマ: 医療的ケア児支援における指導的立場の看護師養成0.1億円(3年間:1箇所×1,000万円)

医療的ケア児支援のための人材確保に向け、<u>大学等において、</u>

- 看護学部生を対象とした医療的ケア児支援のための実習等の試行的実施
- 指導的立場等の看護師養成のためのリスキリング教育プログラムの構築

<sup>※</sup> 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

#### 現状·課題

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**医療的ケア児に対して** 教育を行う体制の拡充や保護者の付添いがなくても支援を受けられるようにするための取 組等が求められている。
- 各教育委員会等における医療的ケア児の教育体制の拡充や保護者の負担軽減に向け、
  - (1) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究
  - (2) 医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する課題や事例を整理する調査研究

を実施し、取組を推進する。



特別支援学校 医療的ケア児の数 R4 8,361人 (出曲)学校における医療的ケアに関する事業調査(令和4年度

- 看護師・認定特定行為業務従事者の数 R4 7.146人
- 幼稚園、小·中·高等学校
- 医療的ケア児の数 R4 2,130人
- 看護師·認定特定行為業務従事者の数 R4 2.067人

#### 事業内容

#### (1) 医療的ケア児への保護者の負担軽減に関する調査研究

各自治体において保護者の付添いの状況等を分析し、保護者の負担軽減に関する調査研究を実施して、全国へ普及を図る。 (教育委員会 7箇所×約2百万円)

#### <取組例>

I 保護者の負担軽減に向けた**地域の連携体制の構築** ※医療的ケア児支援センターとの連携を含む、早期からの情報取得・引き継ぎによる体制整備/医療・福祉との連携による 学校における医療的ケア実施体制構築の迅速化 等

Ⅱ付添いに係るガイドライン等の策定・見直し

※付添いがなくても安心・安心に医療的ケアを実施するための考え方の整理/各学校で共通して取り組む事項の整理等

Ⅲ安心・安全な医療的ケアの実施に向けた研修実施体制の構築・見直し ※医療的ケア児支援センターや大学等の外部機関と連携した研修実施/着任前・着任早期の研修受講の促進等

安定的な医療的ケア看護職員の確保等に向け、各自治体のこれまでの事業等にお ける医療的ケア看護職員の配置の考え方を整理しつつ、配置方法等に関する調査

(民間団体等 1箇所×約15百万円)

①付添いの実態把握・取 組の方向性の検討

実態把握を行うとともに、 医療・保健・福祉などの関 係者や保護者などで構成 される協議体等で、<u>見直</u> しの方向性を検討。 (Q) (Q) (Q) ②見直しに向けた取組の実施・

各学校において付添いの見直 しに対する取組を実施し、実施 体制の整理や課題を踏まえた 見直しを行う 1111

③成果の周知

効果的な取組について、 事例を提供・全国への周



#### (2) 医療的ケア看護職員の人材確保・配置方法に関する調査研究

研究を実施する

①これまでの事業の成果も踏 まえた取組の整理等

これまで実施してきた事業の 実施状況や成果も踏まえつつ ヒアリングの観点や事例収集 等の方向性を検討。 ②ヒアリング・分析

ヒアリングを実施するとともに、 事例の周知に向けた分析を実

③成果の周知

収集した事例をまと 以来したすりめ、全国へ周知

※ 大学等における医療的ケア児支援に向けた看護師養成のための教育プログラム開発を実施する事業も踏まえ、大学と連携した取組や大学を活用した人材確保の取組の収集等も想定

担当:初等中等教育局特別支援教育課 53

## 「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査

- 小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として - 📗 の結果

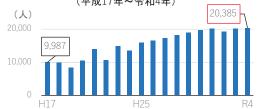
## くらしの中に 総務省

#### 調査の背景

- 近年、医療技術の進歩を背景に、たんの吸引や経管栄養等の**医療的ケアが** 日常的に必要な「医療的ケア児」が増加
- 令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、学校において保護者の付添いがな くても適切な医療的ケア等の支援を受けられるよう、看護師等の配置の措置等に ついて規定。施行後3年(令和6年9月)の見直し規定あり
- しかしながら、保護者が付添いを求められたため、離職・休職をせざるを得なくなったと いった事例が発生

#### 通知先:文部科学省 通知日: 令和6年3月8日

在宅の医療的ケア児の推計値 (平成17年~令和4年)



調査結果 小学校就学時における医療的ケア実施体制の確保について、 ①就学予定の**医療的ケア児の把握が遅れた**事例や看護師等

確保に向けた動き出しの遅れ等により医療的ケア実施者を確 保できていない事例(一方で、医療的ケア児の情報を確実に 把握し、就学に係る保護者の意向を早期に確認できるよう工夫を 行っている教育委員会あり)

②給与水準の低さ、勤務環境に対する不安、小学校勤務とい う働き方の認知度不足等により看護師の確保が困難との教 育委員会の意見

小学校における医療的ケアの実施について、 看護師の休暇時や校外学習時等、様々な場面で保護者の付 添いが発生している事例(一方で、付添いが生じないよう採用や 配置の工夫を行っている教育委員会あり)

✓ 在校時の災害発生への備えについて、

①医療的ケアに必要な物品等の備蓄や人工呼吸器用の非 **常用電源の確保が行われていない**状況

②学校での待機長期化時の対応の取決めか行われていない状況

関係部署等と連携した医療的ケア児の 早期把握、保護者等への早期のア プローチの促進

当省の意見

看護師の確保が困難である要因 を踏まえた支援方策の検討

医療的ケア実施者の配置・採用形 態の工夫等による付添いの解消の 取組の促進

必要な物品の備蓄・準備方法を あらかじめ取り決めておくなど、 災害発生時にも医療的ケアが実施 できる環境の整備



保護者の付添いの解消

災害発生時における的確な 医療的ケアの実施



個々の児童の心身の状況 等に応じた教育機会の 確保

家族の離職・休職防止

## ⑥ 病気療養児に対する支援(遠隔教育について)

#### 55





#### 改正の背景等

・小・中学校段階:平成30年9月より、同時双方向型授業配信を実施した場合、指導要録上の出席扱いとすることが可能。 ・高等学校段階: 平成27年4月に、同時双方向型の授業を制度化したほか、文部科学大臣の指定を受けた高等学校においては、 病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することが可能(特例制度)。当該特例制度においてのみ、 オンデマンド型の授業による単位認定が可能だが、申請に時間を要することもあり、活用は進んでいない。

病気療養中等の児童生徒については、本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、リアルタイムで授業を配信する同時双方向型のみでは、教育機会を十分に保障できない可能性がある。 よって、病気療養中等の児童生徒においては、同時双方型を原則としつつ、事前に録画した動画を視聴するオンデマンド型の授業配信を可能とする必要がある。

## 改正内容

小・中学校段階:通知を改正し、オンデマンド型授業配信による指導要録上の出席扱いを可能とした。(令和5年3月30日通知)

高等学校段階:学校教育法施行規則第88条の3における「メディアを利用して行う授業」について規定している告示を一部改正し、 病気療養中等の生徒については、オンデマンド型の授業による単位認定を可能とした。(令和5年4月1日施行)

## オンデマンド型の授業配信に係る留意事項

- ・ 同時双方向型を原則としつつ、当該児童生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型で 実施することが難しいと学校において判断した場合に限り、オンデマンド型で実施することが可能。
- ・ <u>当該児童生徒の生活や学習の状況を把握し、学校外の関係機関等と積極的な連携</u>を図り、本人やその保護者が必要としている支援を行うこと。
- ・ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、<u>動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに</u>、課題提出等、工夫して行うこと。
- ・ (小・中学校段階のみ) <u>当該児童生徒の学齢や発達段階等を踏まえ</u>、オンデマンド型授業配信の実施の可否について、学校において、保護者や医療機関と連携しつつ、適宜判断すること。 等

## 令和4年度 病気療養児に関する実態調査について



#### 目的

疾病や障害により病院や自宅で療養中の病気療養児について、病気療養児の人数、通常の学級から特別支援学校等への転学及び教育 支援の実施状況等について実態を把握し、今後の施策の充実に資することを目的として実施した。

#### 主な調査事項と調査時点

- ①病気療養児に関する調査(令和4年4月1日~令和5年3月31日)
  - 令和4年度に在籍した病気療養児数
  - 主傷病名、療養場所、転学、転籍、進級等の状況
  - 同時双方向型の授業配信の実施状況、同時双方向型の授業配信以外の指導や支援の実施状況等
- ②教育委員会における取組に関する調査(令和4年9月1日時点)
  - 教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援等
- ③病院内の学級に関する調査(令和4年9月1日時点)
  - 病院内の学級数及び在籍児童生徒数
    - ※上記のうち、下線の調査については、今回初めて実施。

#### 調查対象

- ①②:全国の国公私立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 小学校(19,336)、中学校(10,076)、義務教育学校(151)、高等学校(4,856)、 中等教育学校(56)、特別支援学校(1,160) 計 35,635 校
- ③:教育委員会

都道府県教育員会(47)、市区町村教育委員会(1.741)

#### 調査結果のポイント

○令和4年度中に在籍した病気療養児数は、9,165人(平成30年度前回調査:7,994人)だった。(p.5)

令和4年度中に学校に在	籍した病気療養児数

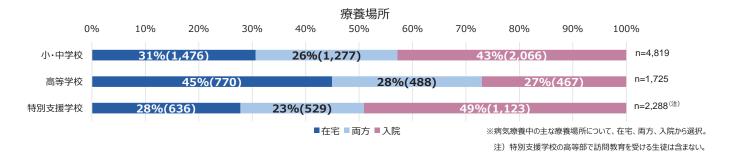
(人) 小中高等学校 特別支援学校 区分 合計 小学校 中学校 小学部 中学部 計 国立 20 60 22 48 12 6 2,232 2,348 公立 1,140 5,720 962 730 914 2,606 8,326 私立 174 779 23 579 776 0 2,277 2,542 1,725 6,544 965 736 920 2.621

## 令和4年度 病気療養児に関する実態調査について



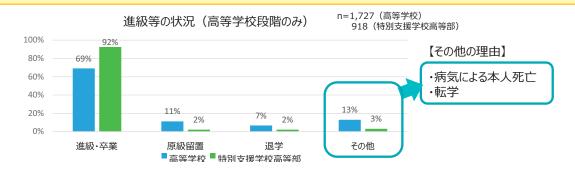
57

○主傷病名について、<u>小学校では悪性新生物が最も多く、中学校・高等学校では心身症、精神疾患が多かった</u>。 (p.6) ○平均欠席日数は67.7日。療養場所を「在宅」又は「病院と在宅両方」と回答した割合は、小・中学校57%、高等学校73%とな っており、病気療養児の過半数が、病院だけでなく、在宅療養の期間もあることが分かった。 (p.7)



○病気療養のため転学について、「<mark>転学なし」は84%、「転学あり」は16%だった。</mark> (p.8)

○高等学校段階の進級等の状況について、高等学校において「進級・卒業」は69%、「原級留置」は11%、「退学」は7%(p.12)



58

## 令和4年度 病気療養児に関する実態調査について



○<mark>同時双方向型の授業配信の実施率は24%(前回調査:1.9%)</mark>であり、<u>いずれの学校段階においても実施率が大幅</u> に上昇。 (p.13)

口時以	方向刑(	海学型信	の実施状況
비비터	ノカロロキャ	ᄭᄝᆍᄞᄓ	500大川以1八川

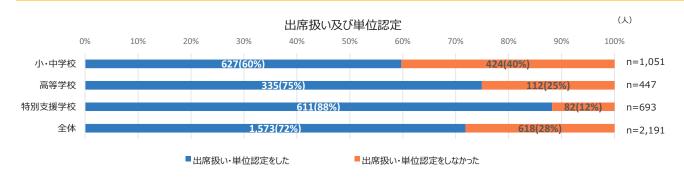
n=9,165

(参考) 平成30年度前回調査

					11-3,103
区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
実施した	618(27%)	433(17%)	447(26%)	693(26%)	2,191(24%)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	ā†
1.3%	0.4%	2.4%	7.9%	1.9%

○同時双方向型の授業配信を実施した場合、<u>小・中学校において「出席扱いとした」が60%</u>であり、<u>高等学校では「単位認</u> <u>定をした」が75%</u>であった。 (p.16)



※同時双方向型の授業を実施した児童生徒について、出席扱い(義務教育段階)・単位認定(高等学校段階)を行ったか調査。

○病院内の学級を設置していた学校は341校、病院内の学級数は960学級、病院内の学級に在籍していた児童生徒数は1,509人(p.21)

59

# 「病気療養児に関する実態調査」及び「特別支援教育体制整備状況調査等」の結果について(周知)(令和5年10月27日付事務連絡)(抜粋)①



#### 1. 病気療養児に関する実態調査結果を踏まえて

#### (Ⅱ1. ④転学について)

- 入院治療等のため、在籍校から病院内にある特別支援学校(病弱)の分校・分教室や、小中学校の特別支援学級(病弱・身体虚弱)への転学の状況について、「転学なし」が84%であった。このように病院内の学級に転学せずに療養している児童生徒が多くいる実態があることから、<u>当該児童生徒の在籍校は、本人や保護者との面談等を踏まえ、教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援が行われるよう医療関係者等と連携した個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に努めること。また、ICTを活用した同時双方向型の授業配信、オンデマンド型の授業配信、教員の訪問による指導などの学習活動を通じて、教育の機会が確保されるよう適切に対応されたいこと。その際、保護者や医療関係者等との連絡調整役として特別支援教育コーディネーターの活用や、特別支援学校(病弱)からのセンター的機能の活用として、保護者からの教育相談や当該児童生徒への支援なども考えられること。</u>
- 入院治療等のため、病院内の学級を設置している特別支援学校等へ一時転学している児童生徒に対し、復学を見据えた支援を行うことは重要であり、入院等の前に在籍していた学校(以下、「前籍校」という。)が転学先の特別支援学校等と連携し、本人や保護者の意向等を踏まえ、前籍校の卒業式などの学校行事に参加できるよう必要な配慮を行うことが望ましいこと。

## 「病気療養児に関する実態調査」及び「特別支援教育体制整備状況調査等」

## の結果について(周知) (令和5年10月27日付事務連絡) (抜粋) ②



#### (Ⅱ1. ⑧進級等の状況について)

- 高等学校における病気療養児の進級等の状況については、「進級・卒業」が69%であった。各学年の課程の修了の認定に当たっては、例えば、特定 の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年 に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図ったり、卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認めたりすることなどが考えられることから、当該生徒の在籍校は、教育委員会等と連携し、療養等により授業を受けられない病気療養児に対しては、このような対応も視野に必要な配慮を行われたいこと。
- (※ 高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総則編「第5章 単位の修得及び卒業の認定」参照)

#### (Ⅱ1. 9同時双方向型の授業配信の実施状況・活用場面)

- 同時双方向型の授業配信の実施状況について、前回調査より大幅に増加している。一方で、実施していない理由及び実施した場合における出席扱い及び単位認定がなされていない理由として、教育委員会や学校の規定等が整備されていないことが要因の一つとして挙げられている。このような状況を踏まえ、当該教育委員会や学校においては、同時双方向型の授業配信の実施及び学習評価等に関する必要な規定等の整備について適切に対応されたいこと。
- 病気療養児の遠隔教育については、同時双方向型の授業配信を原則とした上で、当該児童生徒の病状や治療の状況等から学校が判断した場合には、オンデマンド型の授業配信を実施することも可能とする制度改正を行い、令和5年4月から実施することが可能となっている。<u>病気療養児の教育機会の更なる充実に向け、ICTを活用した遠隔教育の活用を促進されたいこと</u>。そのためにも、各都道府県教育委員会等におかれては、域内の学校や医療機関等に対する普及啓発を進めていただきたいこと。

61

## ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

令和6年度予算額 (前年度予算額 1.0億円 1.3億円)

現状·課題

ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導方法の確立が求められている。また、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

※事業開始年度:令和3年度

#### 事業内容

#### ■ ICT端末における著作教科書活用促進事業 73百万円(新規)

文部科学省著作教科書(特別支援学校用)と連動したデジタル教材(動画資料等)を作成し、障害の特性に応じたICT端末の効果的な活用の在り方について研究を実施する。

件数·単価

4箇所×約18百万円

委託先

都道府県·指定都市教育委員会、大学、民間団体



#### ● 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究 6百万円(5百万円)

企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

件数·単価

3箇所×約2.2百万円

委託先

都道府県教育委員会



#### ● 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究 18百万円(22百万円)

病気療養中等の児童生徒(※)に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を行い、効果的な方法等について調査・分析を実施する。 実施状況・課題の整理

※疾病による療養のため又は障害のため、病院や自宅等において相当の期間学校を欠席している児童生徒

件数·単価/研究費 5箇所

5箇所×約2百万円/8百万円

委託先

教育委員会、民間団体



担当:初等中等教育局特別支援教育課

# ⑦ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する 対応指針の策定について

63

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

- 〇 政府は、障害者差別解消法の施行(平成28年4月)3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定(附則第7条)を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

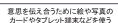
#### 1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、 現行の努力義務から義務へと改める。

- ※ 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から 何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除く ために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。
- ※「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【合理的配慮の例】 段差がある場合に、







#### 2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

#### (1)国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

#### (2) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- ア 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- イ 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(概要)



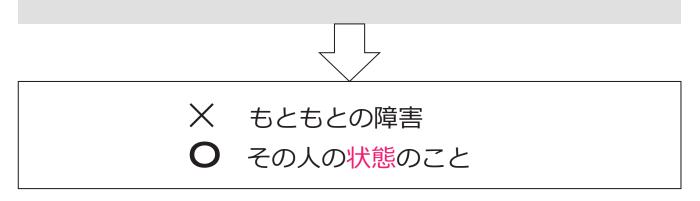
- ◆「対応指針」とは、障害者差別解消法の規定に基づき、政府が閣議決定した基本方針に即して、**文部科学省が所管する** 分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた告示(令和5年12月28日改正)。
- ◆ 各都道府県等宛に、対応指針改正に係る通知発出(令和6年1月17日付け文部科学省関係局長等連名)。

現行の対応指針(平成27年)	改定のポイント
第1 趣旨 1 障害者差別解消法の制定の背景及び経緯 2 法の基本的な考え方 3 本指針の位置付け 4 留意点	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 令和3年6月の障害者差別解消法の改正法等を追記
第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 1 不当な差別的取扱い 2 合理的配慮	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者による合理的配慮の義務化や、合理的配慮と環境 の整備との関係等を追記
第3 関係事業者における相談体制の整備	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、相談対応の担当者をあらかじめ定める等の組織的な対応等を追記
第4 関係事業者における研修・啓発	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 <b>事業者の</b> 内部規則やマニュアル等の点検等を追記
第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口	◆ 文部科学省内の <b>相談窓口を更新</b>
(別紙1) 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例	◆基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、以下を新設  4 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例  → 自由席のセミナーで視覚障害者から座席配置の配慮に関する申出があった場合に、「特別扱いはできない」という理由で一律に対応を断ること。  5 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例  → 車椅子利用者が介助者と共にスポーツ観戦をする際、車椅子利用者の隣に介助者席を用意できなかった場合に可能な限り近接した席を用意すること。  6 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例  → エレベーターの設置など学校施設のパリアフリー化を進める(環境の整備)とともに、教職員が、車椅子を利用する児童生徒の求めに応じて教室間の移動等の補助を行うこと。(合理的配慮の提供)
(別紙2)分野別の留意点 学校教育分野 1 総論 2 初等中等教育段階 3 高等教育段階 スポーツ・文化芸術分野	◆ 4 として、 <b>社会教育・生涯学習における合理的配慮に</b> 関する留意点や例を新設

## ⑧ 強度行動障害について

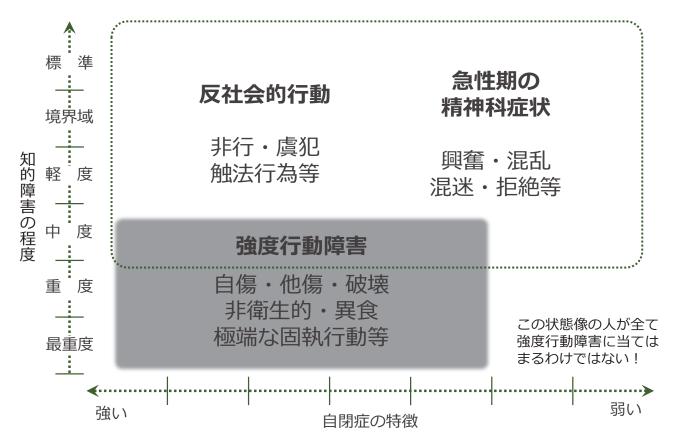
# 「強度行動障害」とは

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、 多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、 著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が 必要になっている状態を意味する用語



強度行動障害支援者養成研修基礎研修資料より

# 強度行動障害になりやすいのは



強度行動障害支援者養成研修基礎研修資料より

## 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書~概要②~

#### 4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

- ●強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、<mark>障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメン</mark> トを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組※を進めることが必要。 ※市町村が主体となり、(自立支援)協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要 集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要
- ●集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。
  - ①広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施※、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めて いく方策

※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要

- ②グループホームや施設入所、短期入所を活用して、一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや 新たな住まいに移行する※ 方策
- ※在宅の場合や、グループホーム等に入居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の 受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要
- 大いた。 大いたのは、これでは、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、各<u>都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備※</u>していく ことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を ●集中的支援については、支援二-構築することが必要。
- ※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

#### 5. こども期からの予防的支援・教育との連携

- ●幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。<u>幼児期からこどもの</u>
- 強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。
  ●幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携して行い、障害特性のアセスメントや 環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要。
- ●在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、<u>専門性を有する人材が、</u>家庭や事業所、学校 、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の 定期的な連携会議に参加して情報共有する等、<u>ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組</u>を進めることも重要。

#### 6. 医療との連携体制の構築

- ●強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、<u>医療<mark>の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進める</mark>こと</u>が必要。 ●精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、<u>入院中から福祉との連携を行う</u>ことが重要。また、入院の長期化を防止する観点からも、 精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。
- ●強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくり。 進めることが必要。また、**日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していく**ことが重要。

## ⑨ 5歳児健診等について

## 5歳児健診の概要

#### 背景

- 現在の幼児における健康診査は3歳の法定健診以降、就学前健診まで多くの市区町村では健診が実施されていない。
- 4~5歳は自閉スペクトラム症や注意欠如・多動症等の発達障害が認知される時期であるが、これら発達障害が就学時健診で指摘された場合 事後対応の期間が十分とはいえず、保護者の理解や支援体制準備が十分整わないといった指摘がある。また、法定健診実施時の3歳では就園を していないこどももいるため、社会性の問題に気づかれにくいことがある。
- 学童期・思春期の健康増進に向けて、運動習慣の確保、睡眠時間の確保、適切なメディア利用、適切な食習慣の習得といった保健指導を就学前 に行うことが重要である。

#### 目的

- 〇 幼児の健康の保持及び増進
- 〇 こどもの社会性発達の評価
- 〇 発達障害等のスクリーニング
- こどもや 子育てへの支援の必要性などの評価(健康を決定する社会的要因の評価、生活習慣や養育環境、虐待リスクの評価等)

#### 健康診査の種類

標準的には集団健診方式による一般健康診査

実施年度に満5歳になる幼児とする。標準的には、4歳6か月から5歳6か月となる幼児を対象とする。

- (上記期間を設定した根拠)
  - 5歳児は、幼稚園や保育園への通園等により、社会性が発達し、発達障害が認知される時期である。
  - ・就学時に特別な教育的配慮が必要な児に対して早期介入を実施することによって、発達課題について保護者の気づきや修学適応が向上することも期待される。

#### 留意事項

- 保護者の気付きや適切な支援につなげるための多職種による幼児・保護者等に対する相談支援(専門相談)が重要である。
- 必要に応じて地域のリソースを踏まえつつ自治体の福祉サービス、医療等につなげる。診断を必要とせず、対応が可能なケースも多いため、
  - 健診時に多職種による専門相談の機会を提供するとともに、
- 支援策を必要とする場合には、保健師を中心として医師(小児科医等)、心理職、保育士、教育職など多職種でカンファレンス等を通して総 合的に検討した上で、地域の実情等に応じて、児童発達支援センター等や、診断を必要とする場合には、かかりつけ医、専門医療機関等への紹介を 行う。
- 健康を決定する社会的要因でリスク因子が認められた場合には、支援策について、自治体において、必要に応じて多職種による意見等を参考に 総合的に検討する。
- 虐待の可能性が疑われた場合、こども家庭センター(児童福祉機能)等に情報共有し、必要に応じ適切な対応を行う。

## 5歳児健診のフォローアップ体制のイメージ

- 多くの市町村では、3歳児健診(法定健診)以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、 社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、5歳児健診の標準化・体制整備が必要。 (4~6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%(令和3年度母子保健課調べ))
- 特別な配慮が必要な児に対して**早期介入を実施**することで、**保護者の課題への気づきや生活への適応が向上**する可能性が指摘され ており、5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少したという研究結果もある。
- 5歳児健診において所見が認められた場合に、必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要。

## 5歳児健診

令和5年度研究班で健康診査票・ 問診票を作成し、関係団体に意見 照会・成育医療等分科会で議論の 上、自治体に周知。

## 問診・診察・評価

- 情報集約(過去の健診結果、 家庭環境、保育所情報等)
- 発達等の評価
- 困り感の把握
- ・保護者への説明 等

【健診に関わる職種の例】 小児科医師、保健師、 心理職、保育士、教育職、 作業療法士·運動指導士、 言語聴覚士 等

#### 専門相談

### 保護者との共有

- 健診後の不安の傾聴
- 保護者の気づきを促す
- 多職種による助言

健診後 カンファレンス

多職種による評価 支援の必要性の検討

## 地域のフォローアップ体制

地域のリソースを使った支援体制(受け皿)を構築

保健センター

- ◆ 保健師による相談
- ◆ 保育所等の関係機関 との情報共有

児童発達支援センター等 ◆ 通所系、訪問系支援、

相談支援等

◆ 環境調整等

医療

こども 家庭•保育所等

福祉

#### 専門医療機関等

- ◆ 診察·治療
- ◆ 小児科医等 (小児神経科医、児童精神科医、 子どもの心専門医等)

教育

教育委員会、学校等

- ◆ 保健・医療・福祉との連携
- ◆ 環境調整等

## 地域のフォローアップ体制に係る課題

- 医療のキャパシティ強化 ⇒ 発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討
- 福祉との連携強化 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化(障害報酬を含む)
- 教育との連携強化 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮

71

## 5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について (令和6年3月29日こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省の連名課長通知)

#### 概要

5歳児健康診査(以下「5歳児健診」という。)の実施に当たっては、健診の実施体制の構築に加え、健診においてこどもへの発達支援のエーズや保護者に対する子育て相談等(就学に向けた相談を含む。)のエーズなどが把握された場合に、地域全体で必要な支援を提供するためのフォローアップ体制の整備が求められる。特に、市町村を中心に、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携して、地域の実情に応じて地域のフォローアップ体制を充実していくことが重要であり、これにあたり関係者に求められる役割を整理した。

### 関係者に求められる役割

#### 1 市町村に求められる役割

関係団体との連携等を通じて医師等専門職を確保し、5歳児健診の実施体制の整備に努めること。また、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が健診やカンファレンス等に参画し、情報共有や多角的な視点から支援・対応方針の検討を行うことや、健診後の支援方針等を関係者間で情報共有することなどにより、適宜既存の会議体等を活用しつつ、関係者が連携した地域における支援のフォローアップ体制の整備に努めること。さらに、児童発達支援センター等を中核とした地域の障害児支援体制の強化を通じて、保健と福祉の連携充実に努めること。

#### 2 都道府県に求められる役割

市町村における5歳児健診の実施体制の整備に当たって、地域の実情を踏まえて、広域的な調整を行うこと。また、発達障害等の診断を行う専門医療機関において、発達障害等に係る速やかな受診や評価を行える体制を構築し、適切な支援に結びつけること。さらに、関係機関との情報共有や連携、個別の支援計画の策定等にあたり保育士等に求められる専門知識・ノウハウを踏まえつつ、発達障害等を踏まえた支援が必要であると判定されたこどもへの対応に関する研修機会の提供に努めること。

#### 3 医療機関や医療関係団体に求められる役割

5歳児健診やその後のフォローアップを担当する医師等の確保において、市町村や都道府県から連携や協議の依頼があった場合は、可能な限り協力すること。また、令和6年度診療報酬改定において、発達障害等の診療に係る対応を行っており、各医療機関における取組の際に参考とすること。

#### 4 保育所等(保育所・幼稚園・認定こども園等)に求められる役割

市町村から保護者の同意を得て依頼があった場合、こどもの集団生活の様子からの気付きや保護者が感じている課題等の情報について、健診に関わる 保健師等との共有が望ましいこと。児童発達支援センター等との連携や、保育所等訪問支援等や巡回支援専門員の活用も含めて、発達障害等を踏まえた 支援が必要であると判定されたこどもに対する教育・保育の充実を図るなどしつつ、集団生活の場で個々の発達の特性に応じた細やかな配慮を行うなど すること。

#### 5 教育委員会・小学校・特別支援学校に求められる役割

教育委員会においては、5歳児健診やその後のフォローアップに積極的に参画し、保健・福祉部局と連携し、就学に当たって不安を抱えている保護者への相談や、入学後の学校生活や教育制度等に関する情報提供等を行うこと。また、健診及びその後のフォローアップに係る情報を、児童発達支援センター等の関係機関と連携・共有することが望ましく、当該情報を活用して、本人や保護者の意向も踏まえつつ、個別の教育支援計画に反映すること。あわせて、児童発達支援センター等福祉部局と連携し、こどもの就学後も切れ目ない支援を提供できるよう留意すること。

## 「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」

障害や発達に特性のあるこどもやその家族への支援には、教育・福祉等による連携が求められ、こども大綱(令和5年12月22日付け閣議決定)等でもその旨盛り込まれている。<u>障害福祉サービス等報酬改定を受け</u>、その概要や<u>教育と福祉等の連携のポイント及び留意点等を整理</u>し、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省の連名課長通知を発出し、より一層の連携による取組を依頼した(令和6年4月25日付け)。

## 1 福祉分野における教育との連携推進の取組

障害児通所支援事業所や障害児入所施設と学校等が連携した支援を一層推進できるよう、障害福祉サービス等報酬改定において取り組むこととしている下記の取組について、協力を依頼。

- (1) 関係機関との連携の強化
- (2) 将来の自立等に向けた支援の充実
- (3) 継続的に学校に通学できない児童 への支援の充実
- (4) 強度行動障害を有する児への支援 の充実
- (5) インクルージョンの取組の推進
- (6) 保育所等訪問支援の充実
- (7) 地域生活に向けた支援の充実
- (8) 相談支援の充実

## 2 教育分野における福祉との 連携推進の取組

各学校が作成する個別の教育支援計画を活用し、引き続き学校と関係機関等との情報の共有を促進すること、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年通知)や本通知の1の記述を参考として一層の取組を促進することを依頼。

- 3 教育と福祉の連携を推進する 予算事業
- 4 教育福祉連携を推進する研修等
- 5 障害児福祉計画を踏まえた関係 機関の連携体制の構築
- 6 学校と放課後等デイサービス 事業所等の連携に関する好事例 の横展開



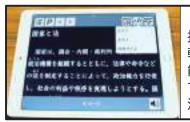
「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」(令和6年4月25日付け3省庁連名通知)

## ⑩ 特別支援教育におけるICTの活用について

## 特別支援教育における1人1台端末の活用

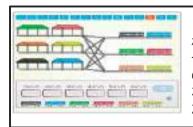
詳細はこちら (文科省HP)

> 1人1台端末の表示変換機能【視覚障害】



1人1台端末の拡大機能、白黒反転機能、リフロー機能により、自分にとってもっと見やすい状況を実現できる。

## 抽象的な事柄を視覚的に理解【知的障害】



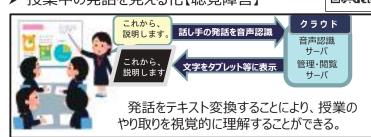
視覚的に学べる教材により、算数での集合数と順序数の概念の違いといった抽象的な概念を理解することができる。

## ▶ 授業配信【病弱】



学校と入院中の児童 生徒がいる病院をつなぎ、同時双方向型の授業 配信を行うことができる。 録画した授業を体調の よい時にオンデマンドで視 聴することも可能となる。

## ▶ 授業中の発話を見える化【聴覚障害】



## ▶ 補助具等の活用【肢体不自由】



画面上に表示されるスクリーンキーボードなど文字入力を支援する機器、ジョイスティックやトラックボール、ボタン型のマウスなどマウス操作を支援する機器、身体の状況に応じ、機能の一部をスイッチで機能を支援する機器、支援する機器を利用しやすいように固定する支持機器などの周辺の機器など。

## ▶ 読み上げ機能や書き込み機能の活用【発達障害】



文字を音読したり、黙読したりすることが苦手な児童生徒に対して、 読み上げ機能の活用により内容 理解の支援が可能となる。

文章を書いたりすることが苦手な 児童生徒に対して、書き込み機能 の活用により表出の支援が可能と なる。

## 特別支援教育における1人1台端末の活用事例①

## 困難さに応じたリフロー機能の活用【視覚障害】

デジタル教科書に備わっているリフロー機能を活用することで、 見え方に応じて児童が読みやすい横書きのレイアウトに変換する ことができるようにしている。(合理的配慮の提供)

単眼鏡で大画面を確認する活動を取り入れて、単眼鏡を活用 する時間を設定するようにしている。(自立活動の関連付け)



詳細はこちら (文科省HP)



## 即時的な情報保障としての活用【聴覚障害】

ALTが専用のマイクを装着し、話す音声を1人1台端末等で 文字変換させ、それを大型ディスプレイに英語で表示している。

表示されたテキストを読む学習活動は、既習事項を活用して、そ の内容を理解することにもなることから、生徒の主体的な活動や外 国語学習に対する意欲の喚起につながるようにしている。



詳細はこちら (文科省HP)



## カメラ機能を使って話の構成や内容を整理【知的障害】

日常生活で会話を楽しみ、友達同士で話合いを行うことができる が、発表や作文に苦手意識が強く、話の構成や内容を整理するこ とが不得手である。

そこで、筋道を立てて整理する力を養い、自分の思いや考えを伝 える力を身に付けて筋道を立てて説明できたことへの成功体験が 自信につながるようにしている。



詳細はこちら (文科省HP)



## 特別支援教育における1人1台端末の活用事例②

## 「支援機器等を組み合わせた活用【肢体不自由】

仰向けでの姿勢を保持したまま、学習する必要があるため、ディスプレイ を2台活用している。

メインディスプレイには学習プリント、サブディスプレイにはデジタル教科書 を映し、視線入力装置で学習プリントに文字を入力したり、サブディスプレ イを見ながら、単語や英文の用法を確認したりできるようにしている。

外国語科のデジタル教科書を使った学習では、リフロー(読み上げ) 機能を使用することで、単語と音韻との関係を理解できるようにしている。



詳細はこちら (文科省HP)



## テレプレゼンスロボットの活用【病弱】

〈据え置き型〉教室で授業を受けている児童生徒と病室から遠隔で授業を 受けている児童が個々に支援を行わなくても進めていけるスピード感・一体感 が、「つながり」を感じることができようにしている。

<自走型>自分で操作して見たい所に行き、得たい情報や新しい発見がで きた時には、「自分で探した」という達成感を味わうことができるようにしている。



詳細はこちら (文科省HP)



### 書くことの困難さをICT端末で軽減【発達障害】

自分の得意・不得意や、パフォーマンスを最大限発揮できる方法を 本人自身が知るように働きかけたり、人と異なる方法でも自分自身が その必要性を実感できるようにしたりしている。

(通級による指導において、視写や聴写を筆記とICT端末の活用に よるタイピングの両方で実施したところ、写真のような明らかな違いが見 られた。)



詳細はこちら (文科省HP)



筆記の場合



#### 現状·課題

- 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和 2 ~ 3 年度に「1人1台端末」と高速通信 ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。
- 一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第2期 を念頭に、今後、5年程度をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、 予備機の整備も進める。

## 事業内容・スキーム

#### 公立学校の端末整備

予算額 2,643億円

- 都道府県に基金(5年間)を造成し、当面、令和7年度までの更 新分(約7割)に必要な経費を計上。
- 都道府県を中心とした共同調達等など、計画的・効率的な端末整

## <1人1台端末·補助単価等>

補助基準額:5.5万円/台

予 備 機 : 15%以内

補助率: 3分の2

※児童生徒全員分の端末(予備機含 む)が補助対象。

#### <入出力支援装置>

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童 生徒の障害に対応した入出力支援装置 (予備機含む)の整備を支援。

補助率: 10分の10

(基金のイメージ)



#### 国私立、日本人学校等の端末整備 予算額 18億円

- 前回整備時と同様に補助事業により支援することとし、 早期更新分に必要な経費を計上。
- 公立学校と同様に、**補助単価の充実や予備機の整備**も 進める。

### <1人1台端末·補助単価等>

▶ 補助基準額:5.5万円/台 ▶ 予備機: 15%以内

補助率: 国立 10分の10

私立 3分の2

日本人学校等 3分の2

- ※入出力支援装置についても補助対象。
- ※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

(担当:初等中等教育局修学支援·教材課)

79

# 教育教材ポータルサイ https://kyozai.nise.go.jp/

## リニューアル(見直し)内容

- 検索の利便性の向上(改善)
- スマートフォンやタブレットでも検索しやすい画面を新たに構成▶ 画面をスクロールせずに検索できるように検索画面の配 置を改善
- 利用者にとってより効率的な検索

  > キーワード検索、詳細検索とも1回の操作で検索結果 を表示
- 得られる情報の質の向上(改善)
- デジタル教材が中心になるように再構成
  - 特別支援教育におけるICT活用の高まりによるニーズに対応
- 「Pick Up」・「おすすめ」の設定(新設) トップページに「Pick Up」のエリアを設置し、新着情報や テーマに沿った教材・支援機器の紹介などを重点的に広
- 都道府県教育委員会、教育センター等の協力による実践事

## 今後のポータルサイトのさらなる充実

- 得られる情報の質の向上)
- ロンテンツを導入(新規)※令和6年度実施予定 実際の教材・支援機器を使用した動画コンテンツの掲載 により、具体的な指導事例や活用方法を提供

国内のICTの実践事例 結





## あしたの教室

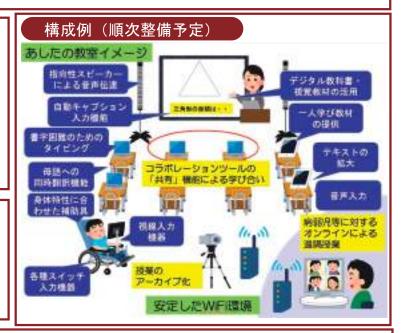
背 景 障害者基本法は、教育における国や地方公共団体の責務として「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る」ことや積極的な「交流及び共同学習」の推進を求めており、学校における基礎的環境整備や合理的配慮の提供が重要となっている。また、GIGAスクール構想によるICT機器等の整備により、1人1台のタブレット端末等をはじめとするICT機器を活用した指導方法や教室における合理的配慮についての情報提供が求められている。

## 目的と具体的な機能

「あしたの教室」は、専門研修の参加者等が、1人 1台のタブレット端末等をはじめとするICT機器を活 用した指導方法や、教室における合理的配慮の可能性 を模擬授業などの演習を通じて体験的に学ぶことを目 指す施設設備であり、研究所がこれらの体験等から得 られる知見を整理して情報を発信することや、先導的 な機器を充実させることで研究所の基礎的研究活動の 研究設備としての機能も期待できる。

## 期待される活用場面例

- ・特別支援教育専門研修講義演習(オンラインを含む。)、課題研究等
- ・テーマ別研究班(ICT班)等の基礎的研究活動
- ・YRP等の研究機関と連携した研究での活用
- ・ 久里浜特別支援学校等との授業研究・共同研究
- ・研究所公開や、研究所見学など



## 期待される効果

- ・ 専門研修の演習内容・方法の質的向上による受講者のより一層の資質向上
- · 基礎的研究活動等の成果としてのICT機器活用に関する具体的なノウハウの情報提供
- ・ 久里浜特別支援学校等の校内研修、及び研究発表会での活用



## GIGAスクール構想 授業動画

## 1人1台端末で学校が変わる!

(YouTube文部科学省/mextchannel)

	小学校編	中学校編	高等学校編		特別支援教育編	
解説	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 新潟市立大野小学校 校長 片山 敏郎 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 春日井市教育委員会 教育DX推進専門官 水谷 年孝 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 神奈川県立希望ヶ丘高等学校 校長 柴田 功 氏	授業実践	選 (資料網グ) 福岡県立福岡視覚特別支援学校 埼玉県北本市立南小学校 北九州市立小倉南特別支援学校 福岡県立福岡聴覚特別支援学校 福岡県立福岡聴覚特別支援学校 アン部科学省初等中等教育局 視学官 管野 和彦 氏 ア部科学省 学校DX戦略がパパイザー長野県長野養護学校 教諭	
	新潟市立月潟小学校	春日井市立高森台中学校	神奈川県立希望ヶ丘高等学校			
授業実践	つくば市立島名小学校	春日井市立高森台中学校	宮城県仙台第三高等学校			
	春日井市立出川小学校	新潟市立小新中学校	- 宮城県宮城第一高等学校			
	春日井市立藤山台小学校	つくば市立みどりの学園義務教育学校				
解説	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東北大学大学院 東京学芸大学大学院 教授 堀田 龍也 氏	解説		
V/	青木 高光 氏  URL: https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBASFWjIRb6OAekj81r16K1					



各動画 約15~20分 研修にも 使える! (ダイシエスト版約2分)











自治体や学校で活用いただける研修等コンテンツを 紹介しています。是非御活用ください。

#### 83

## 特総研

## (国立特別支援教育総合研究所)



特総研は、次の取組を通じて、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の 実現に貢献することを目指しています。

### 研究

先生方の「困った!」の解決のヒントになる実践事例や指導のポイントをまとめたリーフレットなどがご覧いただけます

研究成果をもとに、指導者用のガイドライン、Q&A集、実践事例集、指導のポイントをまとめたリーフレット等、現場に役立つコンテンツを作成。



## 特別支援教育の基礎的な内容から専門的な内容まで、ニーズに合わせて学ぶことができます

- ▶ 都道府県等で指導的役割を果たす教職員を対象とした研修を実施
- ・障害種別専門研修(2ヶ月間)
- ・テーマ別の研究協議会、セミナー(各1日)
- ➤ インターネットによる講義配信 (NISE学びラボ) において、通常の学級 における学びの困難さに応じた指導も含め、150以上のコンテンツを配信 登録すれば無料でコンテンツを見放題!
- ▶ 免許法認定通信教育の実施



讃義配信の視聴画面

## 情報普及

### 特別支援教育の最新の動向を得ることができます

- 発達障害のある子どもの基本的な知識と指導・支援について「発達障害教育推進センター WEBサイト」で情報発信 HPは
- ▶ 教育における合理的配慮の実践事例検索ができる「インクルDB」 など

こちらから!

Webサイトでは、<mark>子どもたちの可能性を引き出すためのヒント</mark>をたくさん ご用意しています。ぜひ特総研をご活用ください。



## シブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)

インクルDB(インクルーシブ教育システム構築支援データベース)は、子どもの実態から、どのような基 礎的環境整備や合理的配慮が有効かについて、参考となる事例を紹介しています。また、研修会での事例検討 にも活用できます。インクルDBは、各学校の先生方だけでなく、保護者の方をはじめ、広く一般の方にもご 利用いただくことができます。

平成30年9月下旬より、実践事例の取組を分かりやすくまとめた概要版(実践事例データベースⅡ)、 令和 2 年 3 月からインクル D B を活用した研修例、交流及び共同学習の事例及びや関連情報を掲載するととも に、特別支援学校における遠隔授業や新型コロナウイルス感染症対策の取組例等を掲載しています。

令和4年3月末現在事例掲載数:590件

Aさんは字を書くのが苦手で困 っているみたい。なんとかしてあ げたいわ。







そうだ!このあいだの研修 会で「インクルDB」のお話が あったわ。早速調べてみよう。





字を書くことに関するたくさん の事例があるわ。なるほど、こ んな合理的配慮もあるのね。







保護者の方と支援の内容や方 法について合意形成します



Aさんは、字が書きやすくなった みたい。よかったわ。







85

インクルDB CMm

で検索!

(5)

インクルDBウェブサイトhttps://inclusive.nise.go.jp/ または

インターネットによる講義配信

## NISE学びラボ ~特別支援教育eラーニング~

https://www.nise.go.jp/nc/training seminar/online



登録者数: 個人登録10,646件、団体登録366件(令和4年3月31日現在)

障害のある児童生徒等の教育に携わる教職員の資質向上を図る主体的な取組を支援するため、 インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」特別支援教育eラーニング事業を展開しています。

【コンテンツの特徴】

利用可能機器:パソコンやタブレット端末、スマートフォン 等

視聴時間:1コンテンツ 15分~30分程度

対象:教員、教育委員会、大学等教育関係者、保護者や福祉・医療従事者等 特別支援教育に関心のある者全て

※個人登録を行うことにより、どなたでも視聴できます。

### 講義コンテンツ分類(計171コンテンツ)

① 特別支援教育全般 50コンテンツ ② 障害種別の専門性 93コンテンツ

③ 通常の学級における学びの困難さに応じた指導 28コンテンツ

## さらに!団体登録により研修プログラムが設定できます!

教育委員会等の機関が主催する研修等で、 受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテ ンツを組み合わせた研修プログラムが設定で きます。修了者には視聴証明書を発行します。



(研修プログラル一覧)

	(研修プログラム一覧)
No.	研修プログラム
1	インクルーシブ教育システムについて学ぶ
2	特別支援教育コーディネーターになったら
3	特別支援学級(知的障害)の担任になったら
4	特別支援学級(自閉症・情緒障害)の担任に なったら
5	特別支援学校の教員になったら
6	通級による指導の担当者になったら
7	小学校・中学校等の管理職になったら
8	全ての教職員を対象に:本人・保護者に寄り 添った指導・支援のために
9	幼児期における特別支援教育
10	高等学校段階における特別支援教育

## 障害のある子供の教育支援の手引し

#### ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な 教育相談・支援を含めた「一貫した教育支援」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学び 教育相談・支援を含めた「一貫した教育」 の場の連続性を実現していくことが重要。
- ンプランスを表現している。 学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「<mark>教育的エーズ</mark>」に係る基本的な 考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、就学先決定等のモデルプロセスを再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

#### 第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

#### 1. 就学に関する新しい支援の方向性

2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援

3. 今日的な障害の捉えと対応

「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な

#### 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス(①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し)に分け

#### 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

#### 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動 (①)

就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。

#### 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス(②)

- 下記の観点等について、基本的な考え方を整理。 特別支援学級と通級による指導等との関係について
- 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言
- ・ 障害のある外国人について

#### 第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス(③)

一ズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、 具体的な見直し事例を提示。

#### 第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの ~相談担当者の心構えと求められる専門性~



#### 第3編

#### 障害の状態等に応じた教育的対応

2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能 1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ 3. 当該障害の理解

・障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点(①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容)を具体的に提示。 ・障害種別※に、それぞれの学びの場(通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校)における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I 視覚障害、II 聴覚障害、III 知的障害、IV 肢体不自由、V 病弱・身体虑弱、VI 言語障害、VII 情緒障害、VIII 自閉症、IX 学習障害、X 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「医療的ケア実施支援資料」を作成。 ※「個別の教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより的確に行われるよう、関連資料として、「個別の教育支援計画」の参考模式を提示。



#### 87

## 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」

西側による指導を担当する を 関係のためのガイド

## 【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加 に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で 受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。 (小・中学校はH5年度、高校はH30年 度から制度化)

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」(H31.2~R2.3) における検討を踏まえ、<u>初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド</u>を 目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。 phttps://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html



第1章 通級指導を担当するに当たって

第2章 通級指導の1年間の流れ

第3章 実践例

第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

【作成のポイント】

- ○専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- ○イラスト、図を活用。既存の参考資料等をORコードで紹介。
- ○16の実践例を紹介。
- ○動画資料 (2例) を作成。→





(保護者面談の様子) (子供の指導の様子)

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

## 小学校等における医療的ケアの実施体制の充実に向けて



医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、小・中学校等においても医療的ケア児の数が増加 傾向にあること、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行された ことなど踏まえ、教職員支援機構と連携し、小・中学校等の教職員を主な対象として、学校における医療 的ケアの実施に関する基本的な考え方等をまとめた研修動画を公表するとともに、「小学校等における医 療的ケア実施支援資料」を公表しています。

## 教職員支援機構 校内研修シリーズ

各学校で実施される医療的ケアが安心・安全に実施でき るよう、<u>医療的ケアに関する定義や考え方、医療的ケアの</u> 内容や現状を踏まえ、文部科学省の取組等について解説。





### 小学校等における医療的ケア実施支援資料

医療的ケアの内容の把握や小学校等や教育委員会等 <u>における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の</u> 参考にとなるよう、小学校等における医療的ケアに関 する基本的な考え方を改めて整理。

(参老)

医療的ケアの概要と実施者 第1編

学校における受入れ体制の構築 第2編

医療的ケア児の状況等に応じた対応





## 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する 法律(R3.6.18公布、R3.9.18施行)

●「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施 行について(通知)」において、学校に関する留意事項について整理。



文部科学省HP

#### 学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

学校における医療的ケアに関する体制整備に取 り組んでいる自治体の事例を紹介。





文部科学省89

## 学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組



医学の進歩を背景として、特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向にあること、「医療的ケア <u>児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行</u>されたことなど踏まえ、文部科学省では、<u>学校における医療的ケアの実施</u> 体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載しています。

#### ■基本的な考え方

※「文部科学省HP」をクリックすると 文部科学省HPの該当ページに移動します。

学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20) 初等中等教育局長通知)

「学校における医療的ケアの実施に 関する検討会議最終まとめ(平成 31年2月28日)」を受け、全ての学 校における医療的ケアの基本的な 考え方や医療的ケアを実施する際 に留意すべき点等について整理。



文部科学省HP

小学校等における医療的ケア実施支援資料 ~医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために~

小学校等における医療的ケアに関 する基本的な考え方を改めて整理。 医療的ケアの内容の把握及び、小 学校等や教育委員会等における具 体的な医療的ケアに関する体制の 整備等の参考となる資料。



文部科学省HP

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (R3.6.18公布、R3.9.18施行)

医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加してお り、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題と なっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを生み、育てることができる社会 の実現に寄与することを目的としたもの。

教育委員会等による

研修会の企画研修に

関する調査研究



文部科学省HP

## ■医療的ケア看護職員等への研修

学校における医療的ケ ア実施対応マニュアル (看護師用)

看護師等が初めて学 校で勤務するに当たっ て参考となる資料。





学校における教職員による たんの吸引等(特定の者対 象)研修テキスト(例)

学校において教職員が喀 痰吸引等を行う際に必要 となる基本研修を行う際 に参考となる資料。





学校の看護師としてはじめ て働く人向けの研修プログ ラム

学校において初めて従事 する初任者の看護師向け の研修を行う際に参考と なる資料。





地域で医療的ケア児を支援 する学校の看護師と訪問看 護師の看看連携モデルパン フレット

学校の看護師と訪問看護師 が連携を図るため、学校生 活と訪問看護との関わりの 例等を示した資料.



• 教育委員会にお いて研修を立案 する際の課題等 を整理。

#### 指導的な役割を担う看護師 の研修の参考となる資料

指導的な立場を担う看 護師について、役割と期 待される能力を整理す るとともに、研修の参考 となる資料。



## 文部科学省HP TO THE TENT

## ■医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

#### 学校における医療的ケア実施体制構築事業

● H29~R2:酸素吸入や人工呼吸器の管 理等の特定行為以外の医療的ケアにも対 応する受入れ体制の在り方について 文部科学省HP



#### 学校における医療的ケア実施体制充実事業

■ R3~:地域の小・中学校等で医療的ケ 回放器回 ア児を受入れ、支える体制の在り方に ※1年目の取組概要を公



## 学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集

学校における医療的ケアに関する体制整 備に取り組んでいる自治体の事例を紹介。



## 「交流及び共同学習ガイド」(2019年3月改訂)



## ◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

※文部科学省HPにおいて全文掲載

http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/tokubetu/010.htm

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活 動する交流及び共同学習は、<u>障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育</u> むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

#### ◆第2章 交流及び共同学習の展開

#### 1. 関係者の共通理解

学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。

### 2. 体制の構築

校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。

### 3. 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。

#### 4. 活動の実施

- ・事前に、活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。
- ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。
- 事後学習で振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障害者理解に係る丁寧な指導を継続する。

- 活動後には、活動のねらいの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。
- ・活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

#### ◆第3章 取組事例 (※7つの事例を紹介)

#### <音楽の授業や給食を通じた居住地校での交流及び共同学習>





※福井県

<障害者スポーツ等を通じた交流及び共同学習>



※青森県

## 交流及び共同学習オンラインフォーラム



91

「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各 20分程度紹介。

## 【動画で紹介している取組実践例】

外部機関と連携した交流及び共同学習 静岡県 福井県 ICTを活用した全県的な交流及び共同学習 仙台市 障害当事者との組織的な交流及び共同学習 南箕輪村 副次的な籍を活用した交流及び共同学習

(長野県)

国土交通省 バリアフリー教室の取組



静岡県:ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省:バリアフリー教室について

#### 【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供 が、共に経験を深め、社会性を養い、 <u>豊かな人間性を育むとともに、お互い</u> <u>を尊重し合う大切さを学ぶ</u>教育活動。 障害者基本法第16条においても積極 的に進めることとされている。

#### ※小学校学習指導要領

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、 中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連 携や交流を図るとともに、<u>障害のある幼児児童生</u> 徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊 重し合いながら協働して生活していく態度を育むよ

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)





## 心のバリアフリーノート



## 経緯

- ・平成29年2月、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」(関係閣僚会議)が取りまとめられ、次期学習指導要領の全面実施に先行して、すべての子ども達に「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため、自分ごととして受け止め、活きて働く知識や経験とするための「心のバリアフリーノート(仮)」の作成を検討することについて明記。
- ·平成30年11月、文部科学省に学校関係者や障害者関係団体、有識者等で構成する作成検討会を設置。
- ・平成31年3月、作成検討会において内容及び構成の方向性についてとりまとめ。
- ・令和元年11月、心のバリアフリーノートを作成・公表。

## 内容•構成

・様々な心身の特性や考え方をもつ人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、学び合い・支え合い・育ち合う関係を形成していくことを目的に、児童生徒用(小学生用、中高生用)、及び教師用指導上の留意点(小学生用、中高生用)を作成。

·「バリアフリーに関する基本的な理解」「バリアフリーについて考える学習」 「バリアフリーについて行動する学習」で構成した児童生徒の書き込み用教材。









※各学校の実態に応じて、様々な教科等で活用可能。

93

## 聴覚障害教育の手引の改訂



近年、人工内耳装用児や重複障害のある幼児児童生徒の割合の増加、学びの場の多様 化に伴う幼児児童生徒の教育歴の多様化など特別支援学校(聴覚障害)を取り巻く状況 が変化している。また、手話に対する理解や多様な方法による意思疎通について社会の 関心が高まっている。

このような状況を踏まえ、聴覚障害教育においてますます重要となる「言語指導」に 焦点を当て、「聴覚障害教育の手引」を改訂した。

※本書において言語指導とは、語彙の獲得や文章の理解及び表出、対話等に関する能力の育成を目指すもの。

Point 1

聴覚障害教育の経験の浅い教員に対する研修や教員個人での自己研鑽で活用することを想定し、言語指導の重要性を含む聴覚障害教育の基本的な内容について、 平易な表現でわかりやすく作成(特別支援学校教職課程で学ぶ学生が活用することも考えられる)。

Point 2

音声、文字、指文字、手話などコミュニケーション における多様な方法の機能と特徴、これらを活用す る際の基本的な考え方を解説。

Point 3

特別支援学校における授業や乳幼児教育相談等の場面で、人工内耳装用児や重複障害児に対する実践例を含め、言語指導を重視した事例を中心に選定。また、特別支援学級や通級による指導の場面や教員研修に関する実践例も掲載。





文部科学省HPにて公開

## <mark>文部</mark>科学省著作教科書(特別支援学校用)について

文部科学省では、特別支援学校用に視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の教科書を作成しております(文部科学省著作教科書(特別支援学校用))。平成29年4月の特別支援学校学習指導要領改訂を踏まえ、これらの教科書についても改訂を行ったところです。

小学校等に設置された特別支援学級においては、学校教育法第34条により、子供の障害の状態に合わせ、文部科学省著作教科書を使用することができます。

なお、文部科学省著作教科書を用いた指導に資するため、教科書で取り上げた題材や指導上のねらい等をまとめた解説等も発行されています

※詳しくは教科書目録(https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm)をご確認ください。

## 視覚障害者用教科書

視覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階で国語・社会・ 算数・理科・外国語・道徳の6教科、中学校段階では国語・社会・数学・理科・外国語・道徳の6教科の点字教科書があります。



## 聴覚障害者用教科書

聴覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階・中学校段階を対象として、言語指導に関する教科書が作成されています。

聴覚障害の特性を踏まえ、国語の学習をする際には、よりきめ細やかな配慮が必要なことから、検定教科書と併せて使用されています。



## 知的障害者用教科書

知的障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階及び中学校段階の国語、算数・数学、音楽、生活の教科書があります。各教科書は、特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科に示している内容と段階に対応して作成されており、学年別ではなく児童生徒の障害の状態等に応じて適切なものが使用されています。

(小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆☆) ※社会、理科、職業・家庭の教科書は令和7年度から発行。



95

# 特別支援教育

令和6年春 第93号

発行日: 年4回刊行 3・6・9・12月

価格:900円(税込み)

文部科学省特別支援教育課編集の特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



### [特集]自己の在り方生き方を考える高等部での教育

ーキャリア教育を通して―

- □ 視覚障害① 自分らしい生き方の実現を目指して
- □ 視覚障害② 社会を形成する一員という認識をもつ思考の整理とキャリアデザイン
- 聴覚障害① 大学卒業後を見据えた高等部におけるキャリア教育
- □ 聴覚障害② 社会とのつながりを意識した教育活動
- □ 知的障害① 自分の人生をよりよく生きようとする生徒を育てるために
- □ 知的障害② 課題対応能力の向上を目指して
- □ 肢体不自由 〈今〉を〈未来〉につなぐキャリア教育の充実に向けて
- □ 病弱 精神疾患等がある生徒が自己の人生を切り開いていくためのキャリア教育

#### 「巻頭言」 特別支援教育の一層の充実に向けて

文部科学省初等中等教育局長 矢野和彦

- 連載「実践!ICT活用」
- □ 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

#### 本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
  - 最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社

年間定期購読を受け付けております。

https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe

◆インターネットからも購入することができます。



.96